

令和2年第2回定例会

麻績村議会会議録

令和2年 6月8日 開会

令和2年 6月11日 閉会

麻績村議会

令和2年第2回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月8日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	10
○承認第1号～承認第15号及び議案第1号～議案第11号、同意第1号～同意第2号の一括上程、提案理由の説明	10
○散会の宣告	18

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	19
○開議の宣告	20
○議事日程の説明	20
○一般質問	20

宮川秀俊君	21
小山福績君	35
小瀬佳彦君	49
茂木泰男君	59
塚原利彦君	65
飯森茂孝君	81
峯村賢治君	96
○散会の宣告	104

第 3 号 (6月11日)

○議事日程	105
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○事務局職員出席者	107
○開議の宣告	108
○議事日程の説明	108
○承認第1号の質疑、討論、採決	108
○承認第2号の質疑、討論、採決	109
○承認第3号の質疑、討論、採決	109
○承認第4号の質疑、討論、採決	110
○承認第5号の質疑、討論、採決	111
○承認第6号の質疑、討論、採決	111
○承認第7号の質疑、討論、採決	112
○承認第8号の質疑、討論、採決	112
○承認第9号の質疑、討論、採決	113
○承認第10号の質疑、討論、採決	114
○承認第11号の質疑、討論、採決	114
○承認第12号の質疑、討論、採決	115
○承認第13号の質疑、討論、採決	115

○承認第14号の質疑、討論、採決	116
○承認第15号の質疑、討論、採決	117
○議案第1号の質疑、討論、採決	117
○議案第2号の質疑、討論、採決	118
○議案第3号の質疑、討論、採決	119
○議案第4号の質疑、討論、採決	119
○議案第5号の質疑、討論、採決	120
○議案第6号の質疑、討論、採決	122
○議案第7号の質疑、討論、採決	122
○議案第8号の質疑、討論、採決	123
○議案第9号の質疑、討論、採決	123
○議案第10号の質疑、討論、採決	124
○議案第11号の質疑、討論、採決	125
○同意第1号の質疑、討論、採決	125
○同意第2号の質疑、討論、採決	126
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	126
○発議第2号の上程、採決	127
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	127
○閉会中の継続調査の申し出について	128
○村長挨拶	128
○閉会の宣告	129
○署名議員	131

○ 招 集 告 示

麻績村告示第46号

令和2年第2回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 令和2年6月8日（月） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原利彦君
3番 峯村賢治君
5番 小山福績君
7番 茂木泰男君

2番 飯森茂孝君
4番 宮川秀俊君
6番 小瀬佳彦君
8番 塚原義昭君

不応招議員（なし）

令和2年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和2年6月8日（月）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告3件、議員派遣結果報告、その他報告）

日程第 5 承認第1号から承認第15号及び議案第1号から議案第11号、同意第1号から同意第2号一括上程

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定について）

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第7号））

承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第8号））

承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

（村税条例等の一部を改正する条例について）

承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度麻績村一般会計補正予算（第1号））

承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

（麻績村営水道条例の一部を改正する条例について）

承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて

（麻績村下水道条例の一部を改正する条例について）

承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

- (麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)
- 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について)
- 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)
- 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の制定について)
- 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて
(村税条例の一部を改正する条例について)
- 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について)
- 議案第 1号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 議案第 5号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第 6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 7号 令和2年度麻績村一般会計補正予算(第2号)
- 議案第 8号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 9 号 令和 2 年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 10 号 令和 2 年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 11 号 令和 2 年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
同意第 1 号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数
を占めることを要しない場合の同意について
同意第 2 号 農業委員会委員の任命について
-

出席議員（8名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 塚原利彦君 | 2 番 | 飯森茂孝君 |
| 3 番 | 峯村賢治君 | 4 番 | 宮川秀俊君 |
| 5 番 | 小山福績君 | 6 番 | 小瀬佳彦君 |
| 7 番 | 茂木泰男君 | 8 番 | 塚原義昭君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- | | | | |
|------|-------|----------|-------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 宮下利秀君 | 振興課長 | 塚原敏樹君 |
| 住民課長 | 森山正一君 | 観光課長 | 青木秀典君 |
| 教育次長 | 塚原優仁君 | 代表監査委員 | 飯森雄三君 |

事務局職員出席者

- | | | | |
|--------|-------|----|-----|
| 議会事務局長 | 臼井太津男 | 書記 | 伊藤桜 |
|--------|-------|----|-----|

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塚原義昭君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和2年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村でも既に取り組みられていますが、さきの議会運営委員長で協議がなされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また節電に資するため、10月31日までクールビズ対応で会議を行います。

なお、上着の着用については個人の判断とします。行政関係の皆様におかれましても、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大予防対策といたしまして、議場でのマスクの着用、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底、適切な距離を保つための傍聴席の制限等を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、議会傍聴、撮影の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明をお願いします。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚原義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、塚原利彦議員、7番、小瀬佳彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚原義昭君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

5月8日開催の議会運営委員会において、本日8日から11日までの4日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を、本日6月8日から6月11日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日8日から11日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和2年度は2か月が経過いたしました。ここで3月定例会以降の状況につきまして主要事項について報告させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス関係について申し上げます。

世界中で猛威を振るい続けております新型コロナウイルスは、日本ではようやく落ち着きを見せておりますが、今後の第2波、第3波も予測されており、気の抜けない状況でありますし、さらに災害発生時の避難所、災害備品の考え方を大きく変えなくてはならない状況となっております。感染拡大により多くの方が犠牲となりましたが、お亡くなりになりました方々へご冥福をお祈り申し上げますとともに、いまだ完治されない方々の早期のご回復をお祈り申し上げます。

また、第一線で新型コロナウイルスと闘っておられます医療保健関係者、消防関係者等々、多くの皆様に感謝と敬意を表させていただきます。

麻績村では、感染者の発生はございませんでしたが、多くの事業主や就労者の皆様には厳しい状況が強いられております。行政におきましても、各種の会議、行事、観光事業等への影響は大きく、また多くの計画事業に少なからぬ影響が生じております。

こうした中、保育園、小・中学校では、卒園・卒業・入学・入園式が例年と形態を変えはいたしました。実施できたことは大変うれしく思っております。小・中学校は長期の休校を強いられましたが、教育関係者のご努力で各種の対策、対応がなされ、現在、学校では子供たちの元気な声が響いております。関係皆様に感謝を申し上げます。今後は、小規模校の優位性を生かして、従前にも増した学びの環境が早期に整うことを願っております。

次に、コロナ関連の支援施策の実施について申し上げます。

麻績村独自の村民支援施策として、地域経済を支える事業者への支援、コロナ禍による収入減となった被雇用者への支援、高校生までの子育て支援、これら給付事業を議会議員の温かいご理解をいただき、早い段階で実施することができました。国の大きな施策であります特別定額給付金につきましては、職員の休日返上の作業等により県下では最速の事業実施ができました。スピード感を持った対応と他の自治体に勝る手厚い内容に多くの方々から感謝の言葉を頂戴しております。

また、今定例会で予算議決をお願いしております、麻績村独自の第2弾支援策についても既に準備を進めさせていただいております。まだ多くのご要望やご相談をいただいておりますので、今後の新型コロナウイルス感染の状況等を見ながら引き続き必要な対策を迅速、的確に講じてまいります。

併せて、感染防止対策については、村民全ての方に危機意識、いわゆる感染防止の意識を持っていただくことが何よりも重要なことでもありますので、こうしたことにも努めてまいります。今議会一般質問でもコロナ関連のご質問、ご提言を頂戴することになっております。議論を深め、村民皆様にとってよりよい方向を見いだしたいと考えております。

次に、本年度の重要事業の進捗状況について申し上げます。

昨年の台風19号の災害復旧工事について申し上げます。

麻績川決壊地の農地を除く農地災害復旧については、春の作付地は完了し、残る箇所についても予定どおり進んでおります。村道等の復旧工事については、全箇所の調査、設計が完了し工事発注が済みました。国・県の復旧工事につきましても順調に進んでおります。

次に、若者定住、移住促進事業について申し上げます。

小東地区での住宅整備事業については、造成工事はおおむね計画どおり進展しておりますが、その後の建設工事に係る一部部材確保が困難となっており、進捗が心配であります。都市部での移住相談会開催などは、コロナ感染の影響でしばらく開催できない状況であります。今後、長期化するようでありましたら、ウェブ活用等による新たな手法も考えてまいります。

次に、安心・安全のむらづくり事業について申し上げます。

上町地区、下田地区での村道改良工事、矢倉橋の改良、すずらん湖の改修工事、市野川地区での水路改修、第1次避難所となる地区公民館の耐震改修工事、本町地区での県道改良など、大型の事業がコロナ禍の影響を受けずに順調に進展しております。ご協力をいただいております地権者様、関係者皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、学校組合の解散に係る財産処理について申し上げます。

長年、2村で運営してまいりました筑北中学校について、筑北村が地方自治法286条第2項の特例条項による一方的な手法による脱退をしたことにより、組合は自動的に解散となりました。この脱退、解散に係る筑北村から財産分割の要求がされています。麻績村としては全く想定外で、全国的にもこうした要求の前例はなく、もしこうした要求が認められるということになりますと、全国の自治体間で重要な役割を果たしている多くの共同事務組織の行方も危うくなることから、分割要求には応じられないとしております。今後の学校運営に支障が生じない対処をいたすとともに、筑北村には引き続きご理解いただくようお願いをいたします。

以上、主要事項について申し上げましたが、今年度はコロナ禍の影響で今後も長引くものと想定しております。村民の命を守ること、村民が平穏に生活できること、こうしたことを

主要施策に加えて引き続き村民による身近な村政運営に心がけてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、報告案件、承認案件、条例改正、補正予算案件、同意案件を提出いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（塚原義昭君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 第8期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第48期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 令和元年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上3件については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） ないようですので、次に進めます。

◎承認第1号～承認第15号及び議案第1号～議案第11号、同意第1

号～同意第2号の一括上程、提案理由の説明

○議長（塚原義昭君） 日程第5、承認第1号から承認第15号まで及び議案第1号から議案第11号まで、同意第1号から同意第2号までの28議案を一括上程します。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） 令和2年6月定例会に提出いたしました承認案件、議案及び同意案件の提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号から承認第15号までについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定について）の提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村大峠農村公園活性化センターの指定管理者について、令和2年4月1日から5年間、その管理を麻績村麻6499番地120、黒崎彰氏に指定管理者として管理運営させるものです。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第7号））の提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村筑北村学校組合が令和2年3月31日をもって解散となることから、その事務を承継するための予算を計上するものです。

その主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の概要について申し上げます。

国庫支出金、県支出金、諸収入について増額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

中学校費において、今後必要となる支出予定額の増額を補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は1,980万円の増額で、歳入歳出総額は30億2,780万円となります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第8号））の提案理由を申し上げます。

本件は、令和元年度一般会計を閉じるに当たり必要なため補正を行ったものです。

その主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の概要について申し上げます。

地方譲与税、各種交付金、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金等確定に伴う増減額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

総務費では、ふるさと応援寄附金関係不用額の減額を補正計上いたしました。

民生費では、新型コロナウイルス感染症緊急対応経費、通園補助金の増額を、賄い等材料

費の減額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、村単事業工事請負費等不用額の減額を補正計上いたしました。

土木費では、村道除雪委託料等不用額の減額を補正計上いたしました。

消防費では、防災用品整備費用の増額を補正計上いたしました。

教育費では、国庫補助工事請負費の増減額を補正計上いたしました。

諸支出金では、基金費において将来の財政負担の軽減を図り、健全な財政運営を行っていくため、財政調整基金など必要な基金の積立てを補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

災害復旧費では、村単工事請負費の減額を補正計上いたしました。

補正額は5,190万円の増額で、歳入歳出総額は30億7,970万円となります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等関係法令が改正されたことに伴い、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し及び固定資産税における納税義務者に使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大等、当該条文の一部を改正する必要性が生じたものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等関係法令が改正されたことに伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充等、該当条文の一部を改正する必要性が生じたものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度麻績村一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策として行う緊急対策事業等に係る経費を予算計上するものです。

その主な内容について申し上げます。

まず、歳入の概要について申し上げます。

国庫支出金では、特別定額給付金給付事業補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金を補正計上いたしました。

基金繰入金では、村独自の緊急対策事業実施財源として、財政調整基金の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

総務費では、特別定額給付金給付事業実施のための関係経費の増額を、民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業実施のための関係経費の増額を、商工費では、村独自の新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策交付金の増額を、教育費では、オンライン学習実施関係経費、麻績村子育て支援金、中学校用地測量委託料の増額をそれぞれ補正計上いたしました。

補正額は2億9,910万円の増額で、歳入歳出総額は30億9,710万円となります。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村営水道条例の一部を改正する条例について）、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村下水道条例の一部を改正する条例について）、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）の提案理由を一括して申し上げます。

本件は、生活不安に対応するための緊急措置により、総務省より要請された新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する使用料の徴収猶予をできるようにするため、当該条文の一部を改正する必要性が生じたものであります。

次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）の提案理由を一括して申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾により、国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金について、国が特例的財政支援を行うとされたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により労務に服することができなくなった被保険者に傷病手当を支給することができるよう当該条文の一部を改正する必要性が生じたものであります。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の制定について）の提案理由を一括して申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾により、感染症の影響により一定程度収入が減少した方々に対して、国が特例的財政支援を行うとされたことから、新型

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税、介護保険料が減免できるよう条例を制定するものであります。

次に、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等関係法令が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例についての範囲を拡充等を行うことにより、該当条文の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、関係法令名の変更等に伴い、該当条文の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第1号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により、低所得者の保険料軽減強化の完全実施に伴い、所得段階第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、保険料率を改正するものです。

次に、議案第2号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、新たに聖高原自然体験地を加え、村に返還された別荘地を別荘地以外に利活用することができるように本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に対する傷害補償に係る傷害基礎額について条例改正を行うものであります。

次に、議案第4号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

本件は、聖高原別荘地地上権設定契約者で、長期にわたり地代を滞納している者に対し、地上権設定契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴う財産処分についての提案理由を申し上げます。

本件は、令和2年6月30日をもって東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が解散するため、地方自治法第290条の規定により、財産の処分について議会の議決を求めるものです。

次に、議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容は、令和2年6月30日をもって東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が脱退するため、組合規約の変更が必要となるものです。

次に、議案第7号 令和2年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本年度も既に2か月余が経過いたしました。事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして予算補正を行うものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金では、介護保険国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、教育費国庫補助金等の増額を、令和元年度国庫補助事業採択となった小学校整備国庫補助金の減額を補正計上いたしました。

県支出金では、介護保険県負担金、地域発元気づくり支援金事業補助金の増額を補正計上いたしました。

基金繰入金では、財政調整基金等の増額を補正計上いたしました。

繰越金では、麻績村筑北村学校組合解散に伴う事務承継残予算額等を補正計上いたしました。

諸収入では、退職消防団員報償金の減額を、貸付金元利収入の増額を補正計上いたしました。

村債では、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債の増額を、令和元年度採択となった小学校整備過疎対策事業債及び国庫補助率かさ上げとなった災害復旧事業債の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

全款にわたり、4月の人事異動等に伴う人件費の変動、共済組合負担金率変更に伴う変動を補正計上いたしました。

その他、主な各款別の内容を申し上げます。

総務費では、元気づくり支援金事業費、新型コロナウイルス感染症対策として、村営バス増便運行管理業務等の増額を補正計上いたしました。

民生費では、介護保険料減額に伴う特別会計繰出金等の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策経費、妊婦歯科検診健診補助金の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農業用水路改修経費の組替えを、有害獣防除対策村単事業補助金等の増額を補正計上いたしました。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策経費、元気づくり支援金事業費の増額を補正計上いたしました。

土木費では、緊急自然災害防止対策事業、測量調査設計委託料、特別会計繰出金等の増額を補正計上いたしました。

消防費では、退職消防団員報償金不用額の減額を補正計上いたしました。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策経費の増額を、令和元年度国庫補助事業採択となった小学校整備工事請負費の減額を補正計上いたしました。

予備費では、麻績村筑北村学校組合解散に伴う事務承継残予算額を補正計上いたしました。

災害復旧費では、農地災害復旧事業工事請負費の増額を補正計上いたしました。

補正額は6,310万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は31億6,020万円となります。

次に、議案第8号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、県支出金の一般会計繰入金を増額を補正計上いたしました。

歳出では、出産育児一時金、傷病手当金、保険税還付金の増額を補正計上いたしました。

補正額は150万円の増額であります。

次に、議案第9号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金を増額を補正計上いたしました。

歳出では、建設改良費において、村単事業工事請負費不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は220万円の増額であります。

次に、議案第10号 令和2年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金等の増額を補正計上いたしました。

歳出では、人件費、水道施設維持管理経費の増額を補正計上いたしました。

補正額は320万円の増額であります。

次に、議案第11号 令和2年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、介護保険料の減額を、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免支援国庫支出金、低所得者保険料軽減に伴う一般会計繰入金等の増額を補正計上いたしました。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に伴う前年度保険料減免に伴う還付金等の増額を補正計上いたしました。

補正額は13万2,000円の増額であります。

同意第1号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての提案理由を申し上げます。

本件は、農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者が委員の過半数を占めるよう農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定されておりますが、例外として、同法施行規則第2条第2号による「委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずるもの」としたいので、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号 農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村農業委員会委員が令和2年7月19日で任期満了となることから、新たに、受付順で申し上げます。麻績村日1941番地、飯森克彦氏、麻績村麻4720番地3、柳澤正一氏、麻績村日3869番地、塚原茂樹氏、麻績村麻9082番地イ号、横路淳氏、麻績村麻8269番地、峰田整至氏、麻績村日5671番地、伊藤裕理氏、麻績村麻4113番地3、小林枝保里氏、麻績村麻164番地、清水達也氏、麻績村麻3607番地1、柳原三夫氏、麻績村麻1687番地1、平田吉泰氏、以上の10名を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までとなります。

以上、承認15件、議案11件、同意2件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については6月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和2年第2回麻績村議会定例会第1日目を終了し、本日はこれで散会とします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程しました議案内容の説明を受けますので、移動をお願いします。

また、全員協議会終了後、委員会室において議員打合せ会を行いますのでお願いいたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時09分

令和2年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和2年6月10日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

出席議員（8名）

1番	塚原利彦君	2番	飯森茂孝君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	小山福績君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	森山正一君	観光課長	青木秀典君
教育次長	塚原優仁君	代表監査委員	飯森雄三君

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井太津男	書記	伊藤桜
--------	-------	----	-----

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和2年第2回麻績村議会6月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会の傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（塚原義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染予防から、質問時間を10分短縮し、45分を目安としましたので、質問者、答弁者のご配慮をお願いいたします。

また、質問者は自席でお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

◇ 宮川秀俊君

○議長（塚原義昭君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川です。

質問は3点でございます。

初めに、今回の特別定額給付金事業の実施におきましては、早期の申請受付を行っていただきました。日頃、業務多忙の折、作業を担当された職員の皆様に感謝をいたします。迅速な対応によって、多くの村民が給付を受けることができたのではないかと考えております。

県内では、2月下旬に新型コロナウイルス感染者が確認されました。約3か月が経過しましたところ、現在の感染者数は76名であります。5月13日以降、新たな感染者の発表はありません。移動、外出の自粛、イベントの中止等、世の中の活動が停止となり、飲食、宿泊業をはじめ、様々な業種に影響が出て、窮状を訴えております。村では、追加の支援策もただいま検討中であると、全協の中で説明をいただきました。

最初に、要旨1番ですが、今回の特別定額給付事業におきましては、郵送方式とオンライン申請がありました。各種報道によりますと、各地でトラブルが起きて混乱を来している、また、遅れが出ているとのことでしたが、当村におきましてのオンライン申請、それによってマイナンバーカード発行の申請は増えたのか、お聞きします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、特別定額給付金のオンライン申請の数についてお答えをさせていただきます。

5月1日より申請を受付いたしまして、5月末現在までの申請分でございますけれども、5世帯16人分が申請をいただきまして、お支払いをしているという状況でございますので、よろしく申し上げます。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうから、マイナンバーカードの申請数ということでご質問でありますので、お答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの交付申請から村にカードが届きまして、マイナンバーカードの交付の準備ができたことを住民にお知らせする通知書を申請者に送付するまでに、おおむね一月

から一月半程度の時間を要することとなっています。その後、申請者に役場に来庁していただきまして、カードの暗証番号を設定し、マイナンバーカードを交付し、手続きが完了となるわけでございます。

今回の1人10万円の特別定額給付金の申請に関する内容が確定し、説明会が開催されたのが4月21日でありますので、特別定額給付金の申請のために、それ以降マイナンバーカードの申請をしたとしても、カードを取得できるのは5月下旬以降になることとなります。今回のオンライン申請をされた方は、推定ではありますが、既にマイナンバーカードを取得していた方が申請をされたというふうに感じております。

なお、5月中のマイナンバーカードの交付は6件でありました。この中に特別定額給付金の申請にする目的で申請された方もいたかもしれませんが、その申請数値は当方では把握していない状況であります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今答弁いただきました。

5月末までに5世帯16人、それから今回の給付事業によって増えたということはありません。6件ということでありました。

このことに関して、オンライン申請に関しては特に問題なかったと理解してよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） オンライン申請につきましては、こちらのほうでオンライン申請したところにアクセスをしまして、こちらでダウンロードして、紙で提出されたものと同様にチェックをしてお支払いをしたという状況です。オンライン申請の5件につきましては、5月13日までに給付事業は終わっておるという状況でございますので、よろしく願います。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この質問要旨にはちょっと入っていないんですけども、おとこの全協の中でも9割方もう済んでいるとのことですが、もし資料をお持ちでしたら、5月31日現在でも結構ですので、どのくらいの方が済んでいるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思っております。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 5月末現在で、1,086世帯2,621人の給付ということで、96.8%、人数でいきますと給付済み、また、世帯数でいきますと95.6%の給付というような状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ありがとうございます。

96.8%ということはほぼ終了が見えてきたかなと思っております。

次に、要旨2番であります。マイナンバー通知カードが5月25日に廃止されました。これに代わるものが個人番号通知書というものに変更されるそうです。このことに関しましては、住民への周知がなされていないのではないかと思います。ナンバーカードに関しましては来年健康保険証として使用する、あるいは、今、国で検討されております預貯金口座の情報も加える、いわゆるひもつきと言われているようなものですが、個人情報保護の観点から問題視されております。特殊詐欺防止と併せて、この通知カード廃止ということは住民への周知も必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、マイナンバーを証明するための通知カードの新規発行等が廃止されたということで、ご質問でございます。

今後は通知カードに代わりまして、出生等があった場合など、住民票に登録されてから二、三週間程度で個人番号通知書、こちらが送付されることとなります。この個人番号通知書とこれまでの通知カードとの大きな違いにつきましては、マイナンバーを証明する書類として利用ができなくなるということが大きな違いであります。新たにこの個人番号通知書が発行される方につきましては、出生や全く新規の外国人登録者などが対象となるわけでございます。

なお、通知カードの記載事項、氏名、住所など、これが変更がない場合には、通知カードを引き続き番号確認のための本人確認書類として利用することができます。また、改姓や転居等により変更があつて、変更の取手が取られていない場合には、個人番号が記載された住民票により、個人番号確認のための本人確認書類として利用することが可能となります。

住民への周知につきましては、村ホームページへの掲載や7月の広報おみへの掲載を予定しております。ご質問にもありましたが、併せて2021年3月以降には医療保険の資格情報

をオンラインで活用できるようになりまして、マイナンバーカードは健康保険証としても活用できるようになる予定となっておりますので、マイナンバーカード取得についても、引き続き広報に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ぜひ、みんな廃止されたことを知らなくて、多くの方がナンバー通知カードを持っていて、マイナンバーカードまでには多分していないと思います。前回お聞きしたときにも10%から20%ぐらいの間だったかなと思っておりますので、マイナンバー通知カードで引き続き持っていていただくようにということでもあります。

では、次、要旨3番にいきます。

第2波への感染予防対策についてお伺いします。

秋から冬にかけては、また再び感染拡大が広がってくるというような懸念もあります。また、冬にかけてはインフルエンザの流行も始まってきます。医療崩壊も起きかねないと危惧されておりますが、村内で感染者や濃厚接触が疑われた場合のシミュレーション、また、人権への配慮、プライバシー保護についての考えについてお尋ねをいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染者、また、濃厚接触者への直接的対応や健康観察業務、これにつきましては、保健所が一括して行うこととなっております。これまでの対応は、感染症指定病院への入院、または2週間程度の自宅待機による経過観察が行われてきたところでもあります。

今後の感染者数の増加に備えまして、県においては、県借り上げの宿泊施設による療養、また、感染症指定病院以外の病院への受入れの検討をされているところであります。村としては、保健所と連携し、対応をしております。また、村民から不安の声や相談が出た場合には、村として保健師が対応する予定をしております。

また、人権への配慮、プライバシーの保護についてでございますけれども、村内で感染者が出た場合は、県から村へ情報提供があります。県からどの程度まで情報提供があるかは不明でありますけれども、感染経路が追えない、また集団感染のおそれがある、村民の不安や混乱を避ける必要があると判断した場合には、県と協議をしまして、また、感染者及びその

関係者の意向を十分に考慮した上で、村民に適切な情報を提供していきたいと考えております。

個人情報の提供に関わる判断につきましては、プライバシーの保護と公衆衛生上の必要性を考慮して、それぞれケースによって判断することが重要と思われまます。これまでの県内の事例におきましては、感染した児童の年齢、また、性別、小学校名の公表や感染者が勤務している企業が自主的に社員である旨の公表も行われているところでもあります。

いずれにしましても、当村のような小さな村では、個人の特定がされやすい状況下にありますので、誹謗中傷の対象とならないように慎重な取扱いが求められるところでもあります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 最終的には保健所が対応するということですが、例えば、疑われた場合、その移動の際の感染リスクというのもあると思います。例えば、当事者が車を運転していなければいいんですが、どうしても付添いの者、あるいは役場職員の接触もあるかとは思いますが、マスクや消毒液は当然なんです、医療用のガウンといいますか、フェイスシールドみたいなものの準備はされていますか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 移動の手段でございますけれども、基本的には保健所の対応となります。ただし、保健所で対応できないということであれば、現在、松本広域消防局のほうで搬送の準備をしているところでもあります。基本的には、マスクについてはN95、通常のマスクでは対応できないということで、N95を使って患者にもマスクをさせる、救急隊にもマスクをさせるというような対応で現在進めているところでもあります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） じゃ、役場職員が直接そのお宅、例えば仮定して、そこへ行って対応ということはないということよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 基本的には、役場職員でも接触はしないということでもありますので、連絡を取る場合でも電話連絡等にするということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、取りあえずの対応としては、保健所と消防のほうに依頼するということでもあります。

それでは、次、4番に移ります。

休校中のオンライン学習状況についてお尋ねをいたします。

2月末、突然の休校要請を受けて、約3か月間休校となりました。ようやく新学期を迎えたというような感じがいたします。卒業式、入学式ともコロナ禍の中で、先生方をはじめ、大変ご苦勞されたと思います。小・中学校でのオンライン学習ということも報道されておりました。その休校中の対応についてお伺いをいたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） オンライン学習の実施につきましては、小・中学校ともにIT関連に強い商工会員の方々にもご指導を賜りまして、実施をできております。

なお、小学校に関しましては、試験運用を開始したところでありますが、今後の活用に向けて準備を進めているところでございます。

また、中学校に関しましては、実施しておりますが、機器の不足分につきましては学校からの貸出し等を行い、通学の距離等を配慮する中で、Wi-Fi環境の整った学校施設、また、交流センター、テレワークセンター等を活用しまして、実施をできております。

今後の新型コロナウイルス対策を含めて、幅広い活用ができればと考えております。ご理解をお願いいたします。

なお、実施状況の詳細につきましては、次長のほうより答弁をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） 新型コロナウイルス感染症に関わる休校中の小学校、中学校のオンライン学習につきましては、それぞれの学校の校長先生をはじめ、教職員の方々のご努力、また、村内のパソコンに詳しいの方々にご指導をいただきまして、対応することができました。小・中学校、それぞれ事前に家庭でのネット環境に関する調査を行い、各家庭での環境を確認しております。

小学校のオンライン学習につきましては、休校中の学習は行いませんでしたが、教育長の答弁にもありましたように、5時間授業の登校となりました5月の最終週の25日と26日に、Zoom、いわゆるミーティングソフトを利用いたしまして、各家庭との接続確認をいたしました。高学年に関しましては、おおむね接続が確認できたようですが、1年生の家庭にお

きましては、家族と一緒にいないと操作が難しいというようなことがあったようでございます。

次に、中学校でございますが、5月13日、15日、20日、22日の4日間、午前8時50分から午前11時まで、こちらもZ o o mを利用してオンライン学習を行っております。家庭でのオンライン学習が困難な生徒13名に関しましては、学校にあるタブレットを使用しまして、中学校で4名、地域交流センターで5名、テレワークセンターで4名で学習を行っております。

なお、オンラインでの学習中は、自宅でも学校再開時の規則正しい生活に慣れていくことを目的といたしまして、制服を着用してオンライン学習を受けたとのことでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ただいまの答弁によりますと、小学校は試験運用での段階だと。また、Z o o mソフトによると、小学校1年生を除いては大方できたというような報告をいただきました。

それで、タブレット端末の配備については、一昨日の補正予算のときの説明で、小学校が92台、中学校55台との予算措置であると説明をされました。教える先生も大変慣れない中で、通常授業が遅れておりますし、こういう新しい授業方式をやっていくことは大変だと思いますが、例えば、小学校、中学校、どちらでも結構ですが、この試験的に運用した中で何か課題とかはありましたでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） お答えいたします。

特に課題ということでは話を伺っておりませんが、やはり接続確認をした段階で、低学年の方に関して接続が確認できないということがありますので、今後そちらに対してもきちんと対応していかなくちゃいけないというふうに感じております。

それと、各家庭、接続確認できないというか、環境が整っていない家庭に関しましても、今後またきちんと指導なりをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 質問要旨5番にあります、これも関連したことであります。

約3か月間休校をされたということで、学習の遅れや学力格差を心配される保護者の方も多いんじゃないかと思っております。家庭学習が主だったわけですが、これは環境に左右されやすい、また、集中力の持続が難しいということで、理解度不足の点も出てまいります。なかなか学力をつけていくのは容易ではありません。

この学習時間の不足に対して、対応策について伺います。特に、学年周期、9月入学という話が一時出ましたけれども、これもなくなりましたので、3月の学年末という期限が限られている特に小学校6年生と中学校3年生、受験を控えている学年でありますので、その対応について伺いをいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃられるとおり、全国的には学習時間の不足が言われております。麻績小学校、筑北中学校ともに、不足分の解消に向けて今対応を検討をしているところであります。学校生活も通常に戻りつつありますが、小学校、中学校ともに現時点での検討を行いまして、新たな学習体制、3密、マスク、手洗い、消毒等のことを考慮しながら、両校ともに不要不急の授業を検討しながら進めているところであります。特に3密においてはなかなか授業を行うのが難しい状況がございます。

そんな中で、例を挙げますと、キャンプ授業についてもそうですが、修学旅行等も、宿泊を伴うわけでございます。3密にとっては非常に厳しい状況かなというふうに思います。また、地域学習、キャリア教育等も、地域の会社等に出向いて、そこら辺の経験もするわけですが、ここら辺も非常に難しい面かなというような部分もございます。

そういう中で、今検討がされてきている部分が、キャンプにつきましては、一応今まで1泊2日で行きますと、1泊2日やって次の日は休養日ということで、最低でも3日間必要であったわけでございますが、このキャンプを日帰りにする中で、時間確保ができるというようなことも踏まえて、今検討をしております。そして、このような検討をする中で、日々の学校生活の授業も再度検討し、授業時間を確保する中で、不足分については夏休み期間の短縮等を考慮に入れて行っております。

なお、小学6年生、中学3年生につきましては、夏休み中に前半、また、後半も可能かと思いますが、復講、補習ではありませんけれども、再度勉強する中で登校日等を設け、授業指導を行っていく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、新型コロナウイルスの部分につきましては、保護者をはじめ、児童・生

徒に大きなストレスがあったことは確認しております。また、麻績村の小学校、中学校は、ご存じのとおり小規模校であります。他の地域で行っております分散登校とは少し違いまし、分散登校でも児童・生徒全員が登校できるという登校日でございます。他地域で行われているのは、クラスも分けたり、学年を分けたりして登校しているわけでございます。新学期を迎える中で、子供たちが一堂に会すことができなかつたということもありますが、当村につきましてはそういうことがなく、全員が登校できたということで、これも小規模の学校の大きなメリットの1つではないかなというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 行事がなくなってしまった児童・生徒の皆さんは本当に残念かと思えます。例年ですと、4月、修学旅行があったのが、と思えます。そして、今月、6月ですと、いつも音楽会も行われていたような記憶があります。何とか地域住民も交えてフォローできればと思っております。

それで、今、夏休み短縮ということが出ましたが、それに併せて土曜授業とか、それと夏休み短縮の具体的な方策についてお伺いいたします。実際もう何日から何日カットするとか、そのようなことは考えていらっしゃいますか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 小学校につきましては、今現在検討中ございまして、まだ学校の中での教務会等の調整ができておりませんので、ここで申し上げることはできないわけですが、中学校につきましては、父兄のほうにも予定ということでご案内を出してございます。夏休みについては、7月29日から8月23日ということで、父兄のほうには通知を差し上げてございます。

本来でいきますと、1学期の終業式は7月22日という予定でございましたが、28日が終業式になるということでございます。これにつきましては、今日の新聞報道にもございましたが、結構短縮の日数が多いということでございますが、その中には、23、24、25日辺りは祝日に入ったり、いろいろな部分で日数計算が違う部分に来ていると思えます。

また、そういう中で、2学期の始業式は8月24日ということで、始業式につきましては、当初計画どおりでございます。

また、先ほど少し申し上げましたが、3年生につきましては補講、夏期講習ということで、

7月29日から31日までは3年生については夏期講習を行う、また、後半につきましても、一日夏期講習を行うというような状況になってきております。

そのほか、やはり時間を確保しなければならないということがございますので、先ほど申し上げたとおり、不要不急と申しますが、これは少し我慢できはしないかというような期待の時間等を少し少なくする中で、時間をまた充てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 小学校においては7月29日から8月23日の予定ということで、極端な夏休みの短縮はないということによろしいですかね。

それと併せて、土曜授業についてはどのようにお考えですか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 土曜授業ということで、授業で行うことはちょっと難しいかと思えます。そんな中で、講習等、補講という形で取っていく分にはできるかもしれませんが、今のところ、中学校のほうで先生方が検討する中で、時間が取れるということがございますので、今、麻績村のところでは土曜の授業は考えておりません。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 一番は学習の格差が出てくると大変困ると思えます。早めに保護者へは連絡をお願いしたいと思えます。

では、次に2番、職員の定員管理についてお伺いいたします。

職員定数条例、これは昭和37年4月3日条例第2号が制定されております。時代の変化とともに行政改革により、人数は減少傾向にあるのではないかとと思えますが、要旨1番といたしまして、過去10年間、一般職員数はどの程度増減があるのか、推移についてお伺いいたします。また、中途退職数についてもお伺いをいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、職員数の推移について申し上げます。

まず、数でございますけれども、平成22年でございますが、定員管理上では49名ということで、ほかに派遣の者が2名ございますので51名。また、令和2年度につきましては、4

月1日でございますが46名ということで、ほかに派遣の者が1名おる状況でございます。

それと、退職、採用の状況でございます。

退職につきましては、平成22年から令和元年度までで31名の方がご退職をされております。内訳としまして、定年退職された方が18名、その他の退職の方が13名ということで、その中には人事によるもの、また、早期退職によるもの、また、中途退職によるもの等ございます。

また、平成23年から令和2年までの採用の状況でございます。採用につきましては24人、また再任用について1人というような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この今の適正な定員というのが私はよく分からないんですが、この条例からは大分人数は減ってきていると思います。それで、今、平成22年が49名、現在も増減は多少あるにせよ、その人数かと思いますが、適正な人員は何名だとお考えでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 適正の人員何名というものでございますけれども、その都度の業務内容等によりまして若干変化がございます。人数の減におきましては、現業の方が5人いらっしゃいます。現業の方につきましては正規職員ではなくて、非常勤でお願いしているというような状況もございますので、類似団体との比較でいきますと、一般行政職でいきますと5名ほど少ないと。普通会計でいきますと7名ほど、ほかの類似団体よりは少ないという状況ではございますが、いろんな事務の内容によっても若干違いはあろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この中に一番気になるのは、その退職者、定年退職は18名、その他、どんな理由があるかは分かりませんが、中途退職された方、病気なのか、個人的な新しい職種に移りたくて移るのか分かりませんが、13名おりますということで、最近、令和2年3月31日前に要は中途退職された方が3名いらっしゃいました。その中では、中堅職員としてこれから活躍が期待されていた方、また保健師という役職を持っていた方、せっかく公務員試験を受けて、合格して採用されてきたのに、中途退職をせざるを得ない何か職場の雰囲気があったんでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 昨年度末に3名の方がご退職をされておりますが、それぞれ県等

のまた違う道を目指したいということで退職をされたというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 確かな理由は私も聞いておりませんが、中途退職された方は誰も引き止める方はいなかったんだというようなことも聞いております。働き方改革ということが今言われているわけですが、役場のその職員の労働条件が進んでいないのが1つは原因じゃないのかと。以前にも有給休暇の取得、あるいは代休取得についてお伺いしましたが、この点につきましては、また改めて質問をしたいと思います。

それでは、要旨2番ですけれども、これからの採用予定、中途採用についての考え方をお伺いします。

新型コロナによって雇用情勢が大変厳しい状況になっております。解雇、雇い止めによる失業者の増加、新年度の採用中止、人員を減らす、あるいは休業者数は前年同月に比べて420万人増え、597万人にも上るということであります。新年度の採用予定、これらの社会情勢も踏まえまして、中途での採用、非常勤採用についての考えをお伺いします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） これからの採用の予定でございます。

まず、採用につきまして、業務量ですとか定年退職者の状況を見ながら、それを考慮しながら採用計画をしておる状況でございます。最近の雇用情勢は厳しいわけですが、近年の村の採用でございますが、4年間で11回実施をしています。昨年までの状況でいきますと、民間の景気がいいということで、なかなか地方公務員のほうにも影響が出ているということで、応募者数が少ないというような状況でございます。応募につきましては62名でございますけれども、1次合格、2次合格出しましても辞退者も8名ほどおるということで、こちらで採用計画してもなかなか採用できないというような状況もございますので、引き続き本年度も採用計画をしているという予定でございますので、よろしくお願ひします。

また、中途採用の関係でございますが、今までの厳しい状況もありまして、麻績村では新規採用と中途採用を分けて募集をしておりません。職種によって、おおむね20代、30代の方が応募できるような形で、今現在実施をしておる状況でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 特に中途採用を分けていないということでもあります。

このコロナ禍によって、非常勤採用を長野県、それから松本市では、非常勤採用によって支援を表明されております。私は、これから採用するに当たっては、今回、村のほうで村外の学生、大学生をはじめ、専門学校生に5万円給付ということで、大変ありがたいと思います。その際に、できれば、もう間に合わないかもしれませんが、村役場では来年こういう採用を計画していますとか、そういう一筆をつけて、今からリクルートをしていかないと、なかなか待っていては優秀な人材も集まってこないし、せっかくふるさと麻績村へ帰ろうと希望した人が、働く場がなくて困るんだということがあれば、村の採用をもっと増やしていくべきではないかと思っておりますので、その点、一言お願いします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 採用につきましては、今現在ホームページも採用予定を公表するなどして広報には努めておりますが、議員おっしゃるとおり、いろんな方面で広報をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） じゃ、要旨3番目、これは定員管理とは直接関係はないかと思いますが、職員の提案制度、施策への意見反映について。

先頃の議会によりまして、村長との懇談会がありました。現場議員との意見交換を申し入れたわけですけれども、実際、議員を前にして発言しづらいだろうからということで、今回は見送りになった経過があります。庁内において、自由闊達な議論が行われて、課長や村長に対してちゃんと発言ができる環境、風通しがよい職場になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 職員のほうからは様々な提案、意見について、今までの慣例にとらわれず意見が述べられるよう、各課において環境づくりを行っております。また、新たな事業提案につきましても、事業ヒアリングにおいて提案がなされております。

また、平成17年に職員提案規程を制定いたしまして、審査から報償の規程まで規程づけておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今、平成17年の提案規程ということですが、今までにはどれくらいあったのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 個々、様々な分野で提案がなされてきておりますので、総体的にこの規程に基づいての提案というところまでは数は把握してございませんけれども、事例といたしまして、例えば、最近におきましては、このコロナウイルスの関係で、体力低下防止のために村内に放送がかかりましたラジオ体操についても、これも職員からの提案でございます。

また、実現までは至りませんでしたけれども、テレワーク施設、これがまだまだ利用される方が少ないというようなことから、福祉テレワークの導入をどうかというような提案がなされまして、職員の派遣と指導等、そこまで検討なされていったわけでございますけれども、民間からの外注がその当時非常に少なくなってきたというようなことから、導入が見送られているというようなこともございます。

各分野におきまして、提案がなされておるところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 時間がなくなったので、最後の質問にいきます。

村のホームページの更新については、2年前、この6月議会でも質問させていただきました。そのときには、平成27年に更新をするんだということでありました。その後、どのような対応をされたのか。リニューアルをして、内容をもっと精査すべきと考えております。

麻績村の場合は、最初に出てくる画面が、写真が3分の2です。一番知りたい情報というお知らせのところは僅かになっております。この近隣の市町村において、一番ホームページが見やすいのは、この辺ですと生坂村の、私見たところ、これが一番見やすい画面になっていると思います。これは、後、課長、昼休みでもちょっと見ていただければありがたいかと思っておりますが、これからの予定についてお伺いをいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） お答えしましたとおり、平成27年の地方創生の交付金を活用いたしまして、リニューアルをしたところでございます。事業費がこの当時650万ということにかかっております。このときも各数社からの提案を受けた中で、プロポーザル、事業ヒアリングを行いまして、今回のものにリニューアルはなされたわけでございますけれども、各市町村、かなりの投資をして、見やすい、あるいはご利用しやすいホームページが構築されているかというふうに思います。当面の間、今のホームページで進めていきたいと

いうふうに思っておりますが、更新がなされていない記事等を注意しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞその辺のところにつきましては、ご理解をお願いをしたいかなと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ぜひ、もう古い冬の情報は早くカットしていただきたいと思います。新しい情報をなるべく載せてください。

それで、こういうIT関係で、地域おこし協力隊の方で今観光のことを担当されていると思いますが、この方は非常にITに精通されているということをお聞きしております。そういった活用がなされていないんじゃないかと思いますが、その点だけ最後にお聞きしたいと思いますが。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 今現在、地域おこし協力隊で観光関係の方は1名いらっしゃいます。その方につきましては、村のホームページ以外にもフェイスブックやインスタグラム等、他のSNSのほうで村の観光情報発信をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 分かりました。

ぜひ活用を考えていただければと思います。

時間になりましたので、今回の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（塚原義昭君） 5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山福績議員。

○5番（小山福績君） 5番、小山福績です。

事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルスに対しての今後の対応についてお聞きします。

なお、前段の宮川議員さん質問と重複する部分があるかと思いますが、ご理解をお願いしたい。

一昨日の信毎紙面によると、世界で累計感染者数は700万人を超え、死者数は40万人超えになっています。日本では、8日午前9時半現在で感染者1万7,884人、死者935人と発表されています。長野県は現在まで76人で、死者はゼロ人です。今のところ、ストップしています。麻績村は感染者はゼロ人の状況です。新型コロナウイルスの世界的な流行により、グローバルな経済情勢にも暗い影を落としています。

それでは、質問要旨に沿って質問します。

要旨1、成人式をはじめ、年内の行事、イベント等の予定をお聞きします。

8月に予定されている成人式、これについては新聞報道によると、筑北村は6月末までに結論を出すとのことです。10月の月の里収穫祭、また、村民運動会等のスポーツイベントの計画をお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） まず、成人式につきましては、所管課のほうからこの後お答えをさせていただきます。

村の全般的なことですが、村の関係する8月までのイベント、行事につきましては、延期、あるいは中止ということにさせていただいてございます。

また、9月に開催を予定しておりました敬老会につきましては、住民課において老人クラブとの協議がなされ、中止ということが決定してございます。秋以降に計画していますイベント、行事につきましては、今後の状況を踏まえ、国・県から示される指針に沿って、再開を目指して協議をしてまいりたいというところが現状でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） 成人式につきましては、毎年8月15日に開催しておりまして、今年度の対象者数は37名となっております。例年、成人者に対する開催通知を7月中旬頃、発送をしているところでございます。今年度の開催につきましては、現段階ではできるだけ変更することなく8月に開催したいと考えております。しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症に対する国・県の対応や方針を確認しながら、年始の開催も視野に入れ、開催時期を検討していきたいと思っております。

また、例年行っており、本年度は麻績村が当番となっております筑北村の成人者との祝賀会につきましては、今年の実施は難しいと考えておりますが、また筑北村の担当と打合せをする中で検討をしていきたいと思っております。

どちらにいたしましても、できるだけ早い時期に、8月の開催、または延期を決定したいというふうに考えております。

また、現在活動を延期して、今後の開催を検討しております麻績学級、おみっこ元気くらぶほか、講座や教室、スポーツ競技のリーグ戦などにつきましては、日程の調整、または今年度の実施について検討をしております。そのほか運動会、文化祭、各種大会におきましては、内容の変更、時間の短縮等を公民館運営審議会などを開催する中で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 成人式の合同祝賀会の件ですが、これは筑北村さんと合同ですので、筑北村さんの結論が出なければ駄目だということですが、いずれにしろ、新成人の皆さんは、村外、県外の新成人の皆さんが非常に多いということですので、本年度、麻績村としては37名ということですが、交流センターのほうで、ある程度3密を避けてやるというような計画でしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） おっしゃられるとおり、37名ということでございます。

先ほど学校のほうにもありましたけれども、3密、また、マスク等のこともあります。また、ほとんどが、おっしゃられるとおり、村外、県外の方が多いということでございますので、国レベルでどんな状況になるかはちょっと不明でございますが、現段階では次長が申し上げたとおり、できるだけ8月に開催をしたい。しかしながら、違う情報が出れば、年明けになってしまうのかなということも考えながら、今後、公民館運営審議会等にもお諮りする中で決めていきたいなということもございますので、場所的にはできるだけ広いところで式典はやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、10月の月の里収穫祭の件ですが、これ、去年は台風の影響で中止になったわけですが、昨年中止になったのも、失礼な言い方ですが、判断がちょっと

遅い部分があって、ある程度経費的にも赤字が出てしまったという経緯もありますので、この辺のところは参加団体もいるわけですので、早めに計画をお示しするというようなお考えでよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 昨年につきましては、台風19号の関係で前日になって中止ということでございます。

今回につきましては、前もっての計画ということになりますので、いずれにしましても、早い段階で方向性は出していきたいと思っております。例年ですと、8月の盆明け以降に実行委員会を開催いたしますけれども、いずれにしましても、今後の国・県の動向も踏まえる中で検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） イベントをやるなどか、行事をやるなどということではなくて、なるべく早い段階で決定をして、村民の皆さんにもある程度、今年はこれはやるけど、これはできなくなったんだというようなことを、早めにお示ししていただきたいと思います。

それでは、要旨2、指定避難所の感染予防対策についてお聞きします。

昨年の台風19号は、麻績村にも大きな被害が発生しました。このところ、長野県中部や飛騨地方に地震が相次いでいます。新型コロナウイルスが終息していない今現在、大災害が発生した場合に避難所の感染予防対策はマニュアル化されているのか、また、車による避難場所も含めてお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうからお答えさせていただきたいと思うわけでありまして。

今回のコロナ流行によりまして、避難、また、避難所の考え方、これを大きく変えなければならない状況になってきたということでございます。多くの防災専門家からは、この感染リスクを抑えながらどうやって身を守るか、新たな考え方がいろいろと提案されているわけでありまして。

そういった中では、避難は避難所へという今までの従前の考え方では、コロナウイルスのような感染症に対しては対処できないということであるわけでありまして。そうしたことから、

避難所の考え方そのものが、いわゆる分散避難ということ、これから麻績村でもどうやって具体的に分散避難ということ、住民の皆さんに理解していただいて、それを始めていくかということがまず1つ。

それから、当然今進めております第1次避難所の整備、耐震化、これはしっかりとやっていくわけでありますが、そのほかにいわゆる分散避難という新たな考え方を、これをどうやって徹底していくかということでもあります。

それと併せまして、非常時の持ち出し品、それから備蓄品、この考え方も従前のような考え方ではやっていけなくなったということでございます。すなわち、感染症を考えますと、いわゆる使い回しということができなくなるわけですね。使い回しということができなくなりますので、それと併せまして、分散避難ということになりますと、そういった備蓄品なりをどうやってそういった皆さんに配布するかというようなことも、大変課題といたしますか、誰が配布するか、特にそれぞれ地区の第1次避難所に保管しておくようなものが、区長さんが果たしてそこまでできるかどうかという、こういった課題もあるわけです。

そういったことから、いわゆるこういった持ち出し品、あるいは備蓄品の一部につきましては、それぞれ村民の個々が対応していかなきゃいけないのではないのかなど、こう思っているわけです。そうしたときに、当然行政としてもそれに支援をしていく、ですから、個々に用意すべき必要なものは、個々で皆さん違うわけでありますが、個々で用意する。それに対して行政から金銭的な支援をすると、こういった考え方を新たに受け入れていかなきゃ駄目だと、そのように思っているわけでもあります。

以降につきましては、総務課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから避難方法について国の考え方、また、今、村長のほうから話のありました分散避難の関係について補足をさせていただきたいと思えます。

まず、国では、避難所でできれば2メートルというような間隔を持ちなさいというようなことになってきますと、当然現在の避難所の数では足りなくなってくるというところで、昨日も通知がございましたけれども、国・県では、先ほど村長が申しました分散避難を進めなさいというようなことでございます。従前の避難地に加えまして、ホテル、車中避難やテントでの避難などの青空避難、また、できるだけ多くの公共施設を開放しなさいというようなものも出ております。また、親戚や知人宅への縁故避難、そして、自宅の安全な場所、安全

であれば避難所に逃げる必要はないということで、自宅避難ということも進めております。このような避難方法で感染症に対処するというので、現在、国・県のほうでも検討をなされているところがございます。また、麻績村では、耐震補強の支援策についても引き続き図っていきたいというところがございます。

先ほど村長も申しました避難物資の関係でございます。

新たな村の方針として、必要な物品は自己の責任で準備し、物品管理も個々で行っていただく必要があるのではないかなというところがございます。その購入費用について、一定額を村で支援できないかということで、今その仕組みを検討しておるところでございます。その購入方法ですが、できるだけ村内でお買い求めいただければ、また村内の経済対策にもなってくるというようなことでございます。

それと、できるだけ多くの公共施設を避難所として開放しなさいということでございます。

おかげさまで、麻績村は昨年度、区長さん等のご協力をいただきまして、新たに21か所の地区公民館を避難所として指定をさせていただいてございます。このような多くの避難所として利用することができる状況に加えまして、宿泊施設等も今後協議を進めていきたいというところがございます。

これらの内容につきましては、広報紙、資料配布など、また今後住民の皆さんへの広報を検討している状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、2点だけ確認させていただきたいと思いますが、3日くらい前だと思いますが、県のほうから車による避難場所を各市町村のほうへ問合せが、また、避難場所を定めているかということが連絡があったと思いますが、それが1点。

それと、もう一点、この避難について、先ほど村長のご答弁によりますと、ある程度金銭的な支援はしていくというご答弁ですが、避難バッグ、そんなようなものを購入したようなときには、当然これを補助していただけるというような考え方でよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） まず、1点目の車の避難の県の問合せでございます。

確かに県のほうからございますが、どうも内容を見ていきますと、県のほうで調べている部分につきましては、村民というよりも広域的な避難場所ということで考えているようでありまして、麻績村としましては、一般的に車で避難できる場所ということで、総合グラウンドのほうを申請してございます。

また、支援でございます。

支援については、議員おっしゃるとおり、バッグ等もございますが、個々によって整備するものは違ってくると思います。生活用品ですとか、医薬品ですとか、また、お子さんの関係、高齢者の関係もございますので、そんなものも含めて今洗い出しとか、協議を進めておる状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。

いずれにしても、これからこの避難ということについては、再確認をして、新しくマニュアル化して村民に伝えていくことが必要になってくると思いますので、ぜひ早急に手をつけていただきたいと思います。

それでは、要旨3、予測される第2波への備えはと、要旨4、長期化した場合の予防計画については関連がありますので一括で質問します。

例年11月頃からインフルエンザの流行期に入ってくるが、新型コロナウイルスが第2波も含めて終息しない場合に、医療関係も大変になると思われまます。本年11月から令和3年3月頃までの冬期間に、風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルスの3種類が予測されます。この3種類は初期の症状が同じ場合もあります。第2波に備えた村民への周知が必要と考えまます。国・県、医療機関と連携した予防計画をお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めまます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、予想される2波の備えでございますけれども、第2波を防ぐためには村民一人一人の予防対策への取組が不可欠であります。村民が引き続き予防意識を持って予防対策に取り組んでいただけるよう、引き続き住民に広報をする中で情報提供、また、注意喚起、場合によっては自粛の要請を行ってまいりたいと考えております。

また、入手困難になりやすいマスク、消毒用アルコール等の備蓄を進めまして、集団生活が必要な場合が出てきた場面での予防対策に備えてまいりたいと考えております。

県においては、第2波に備えまして、病床の確保や軽症者のための宿泊施設の確保など、安全な療養の場の確保に努めているところでございます。

また、長期化についてのご質問でございますけれども、現状においては長期化が見込まれるところであります。これからは日常生活と感染防止対策を両立していかなければならない

ということであります。感染拡大を予防するために、国の専門家における新しい生活様式の具体的な実践例が示されておりますので、これらを日常生活に取り入れて、村民が引き続き予防意識を持ち、予防対策に取り組んでいただけるよう、情報提供、注意喚起を行ってまいります。

また、今後感染の長期化によりまして懸念されることは、自粛生活による高齢者、フレイルや糖尿病、心不全等を治療している方など、感染すると重症化しやすいおそれのある方々の健康管理も課題と考えております。これまでの健診結果や医療関係の受診情報を基に、保健師による保健指導も行っていくと予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 今ご答弁をいただきました。

長野県民の県民性といいますか、先ほども申し上げましたように、76名ということで、今現在、長野県も止まっておりますし、麻績村は感染者が今のところゼロということですので、みんなの気持ちを引き締めていくような形で、ぜひとも、こういうことですので、こういうことですので、くどいくらいに村民のほうへ周知をさせていただきたいと思っております。

次に、学校組合の財産処分についてお聞きします。

要旨1、現在の進捗状況と、要旨2、今後の両村長協議の予定は関連がありますので一括で質問します。

本年3月定例議会において、村長の説明は、5月末頃までに両村での協議を締結したいと申されたと記憶しておりますが、先日26日、両村長協議がなされ、翌日、両村長協議平行線と報道されています。現在の状況と今後の両村長協議の予定をお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 経緯を含めて、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、経緯につきましては、平成29年6月、筑北村さんから地方自治法286条の2、この内容は、構成団体との協議を経ないいわゆる特例、いわゆる一方的な通告のみで脱退できるというその手法によって、麻績村筑北村学校組合からの脱退予告が麻績村に対して行われたわけございまして、本年3月末日をもって通告どおり脱退をされたということでございます。今まで2村で運営してきた学校でございます。筑北村さんのご都合で脱退されるということでありますので、もし事前の協議があったとすれば、当然従前の機能を今後も維持していかなきゃいけないということでございますので、しばらくの間の施設管理費、これは償還

等を含めてでございますが、一部負担をお願いするというような話は当然したわけでございますが、いわゆるそういったことができなかつたということでございます。

こうしたことのできない、いわゆる一方的な脱退とよく言われるんですけれども、こういった脱退でございまして、構成団体が1つとなったということで、組合は自動的に解散ということになったわけでございます。麻績村といたしましては、全ての資産を継承して、麻績村独自で今後も学校運営をしていくという方針で検討を進めてまいりました。

組合解散事務等につきましては、両村の教育長同士で話し合つて決めてきたわけでございます。固定資産のほか、残余現金ですね、それから起債の償還の残高、こういったものの取扱い等について協議をした中で、一定の方向がなされたということであるわけでありまして。昨年12月に、筑北村さんの12月定例会一般質問におきましても、筑北村の教育長さんから、「建物・土地については、令和2年以降、筑北中学校は麻績村として運営がされるため、基本麻績村に帰属すると考える」との見解が示されたわけでありまして。

こうした方向でまとまるものと思つていたわけでございますが、今年に入りまして状況が一変したわけでございます。筑北村さんから、全ての資産について分割の要求が出てまいりました。筑北村教育委員会から、令和2年2月29日付、これは文書であります、「麻績村筑北村学校組合解散に伴う財産処分の協議について」、この文書において、筑北村の考えとして伝えられた内容が、学校改修基金剰余金、組合名義の土地及び残余価格の残っている資産、備品、教員住宅等、いわゆる全てですね、これを麻績村65%、筑北村35%の割合で分割していただきたいというものであつたわけでありまして。

到底、学校を運営していくには、これにお答えするわけにはいきません。教育長同士での話し合い、もはやこういった状況では進展できないだろうという、私が判断いたしまして、筑北村長さんに申し入れて、両村長で協議をしたいということをお願いしたわけでありまして。

今まで協議をしているわけでありまして、麻績村としての主張は次のことを主張しているわけですね。地方自治法286条の2、いわゆる構成団体との協議を経ないいわゆる特例条項、これは議会の議決、筑北村さんの議会の議決を経て、いわゆる一方的な通告のみで脱退できるという手法ですね、これによる脱退であること。

それから、もう一つ、中学校という機能は今後も従前どおり維持していかなくやならないということでもあります。中学が廃止になるということであれば別であります、これからも継続して学校機能は維持されなくやいけないということ。

それから、もう一つ、これは大きなことであるわけですが、一方的な脱退におきまして、

資産分割の要求、いわゆるこういったものが正当だと認められるということになりますと、全国の自治体における今後の共同事務事業が危うくなるということです。すなわち、こうした要求は全国でも前例がないわけでありまして。今後、脱退を一方的な通告のみで行いまして、負担割合に応じた資産の分割要求をした場合、これに応えなければならないということになりますと、構成団体の信頼関係で成り立っております共同事務事業、この地域でもありますが、松本広域でありますとか、穂高広域とかですね、いわゆるこういった共同事務事業が大変危うくなると。そしてまた、こういった前例は、麻績村としてつくるわけにはいきませんということであるわけです。

このような理由によりまして、筑北村さんの要求は受けられませんということをお願いして、何とか理解をしてほしいというお願いをしているわけです。旧麻績村、旧坂井村、旧日向村、この時代からこの地域の教育振興に皆さん一生懸命やっていただきました。この教育を第一優先施策として、共に信頼関係の下に進めてきた筑北中学校組合のてんまつがこうした状況になっているということは、非常に今残念な思いがしているわけでありまして。村長同士の話し合いは既に3回、この間に教育長、総務課長の話し合いも行われておりますが、進展がない状況であります。

当地域はいずれは1つになっていく、いかなければならないと、私はこう思っているわけですが、そのときにこうした施設は地域全体で活用されていくはずですが、ですから、資産を分割してどうこうということではなくて、それまで麻績村は継承した施設はしっかりと維持管理をして、そのときにはまた皆さん一緒に使っていただける施設、こういったものにしていきたいと、こう思っているわけでございます。この地域は本当に1つになっていかなきゃいけないと、こう思っているわけです。

こういったことを何とかご理解いただきたいということで、今後も粘り強くお願いをしていきたいと、こう思っています。当初、5月末までにという目標を持っておりました。これは、筑北保健衛生施設組合も一緒に議決したほうがいだろうと、議会のアドバイス等もいただきまして、それを目標に進めてきたわけでございますが、もうしばらくお時間をいただきたいと、こう思っておるわけでございます。

なお、具体的な内容につきましては、まだお話し合いの途中ということで、細かいことについてはお答えはちょっと控えさせていただきますが、今の流れはこういったことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、1つだけ確認したいと思いますが、今後の両村長協議の日程等が決まっておりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 日程、具体的には決まっておりませんが、また改めて議会等、落ち着きましたら、お願いをしていくということでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、要旨3の両村教育委員会での協議の内容についてお聞きしますが、先ほど村長からかなり詳しい説明と答弁がありましたので、教育長のほうから追加、また、補足のような形で伝えていただければ、お願いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからは、ただいま村長が答弁を申し上げた内容とほとんど変わりはないので、そのことについてはですが、教育委員会といたしましても、事務局での協議は難しい部分がありますが、改めてまたこのことに関しましては、しっかり鋭意努力をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、要旨4に移ります。

協議の平行線が長く続いた場合の打開策をお聞きします。

私も組合議会議員の1人として現在までの流れを見てきました。財産処分の問題は長期にわたると感じています。この6月定例議会に承認第6号で、項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料、この委託料に、中学校用地測量ほか委託料が110万円予算化されているが、財産処分と関係があるのか、今後の方針と併せてお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、この話合いの決着でございますが、これは何としてでも私は粘り強くご理解をお願いしていきたいと、こう思っております。こんなことでお願いしたいと思っております。

また、予算につきましても委託料等につきましては、実は学校組合で今までやっておりましたので、いずれはこれは村に移して、村の台帳に登載しなきゃいけないわけですが、実は中学につきましては、土地台帳上の面積等でありまして、正式には実測等がされてい

いわけであります。今後、台帳登載というようなこと、それから、台帳に登載して、将来的に村として長寿命化計画等を進めるために必要となってきますので、そういった準備をしたいという考え方の予算でございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。

先ほど村長の答弁の中にあつた、筑北村の議会議員と教育長の会話の中にあつたように、この土地35筆、これを全部調査していくということによろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在、現地の土地どうなっているかということ、昔の公図上の形だけになっておまして、合筆、分筆がされていないわけであります。そんなことで、土地の面積の把握が正確にできていないわけです。ですから、今のグラウンド、あるいは校舎のところ、それから全体の面積、いわゆるこういったものを正式に測量する必要があるということで、今後作業を進めていきたいと、こう思っております。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 本年の3月27日の組合議会臨時会におきまして、筑北村の議員さんから、この財産処分のことについて質問があつたわけですが、この中に、土地を含めた資産全てということ調査するというような発言を麻績村のほうでしたと思いますが、それについてはどのようなお考えですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 既に資産につきましては、資料等は筑北村さんにもお渡しをしてあるわけであります。いわゆる具体的な調査というのは、台帳上の面積等でありますので、実測等はこれからしなきゃいけないということであるわけです。

それから、これは今交渉の過程に中でいろんな話が出ているわけですが、例えば、土地をどれだけということに、分けるということではなしに、いわゆるそういったものを現金化して分割というような話も出てきているわけですが、当然そういったことについてもお答えできないということではお話ししているわけですが、まだそこまでは行かないわけです。取りあえず土地の状況を調査したいということでございますので、お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） このことは、保護者、生徒、村民もある程度関心を持っていることですので、なるべく早い段階で、これもう一回でというようなことで決着がつくとは思われませんので、両村長、また両教育委員会である程度歩み寄れるような方策を見いだしていただきたいと思います。

それでは、最後に、小東村営住宅建設計画についてお聞きします。

要旨1、工事の進捗状況は。

今月、6月6日午前中に、村長、振興課長に段取りをつけていただき、村内12か所の工事現場、工事予定箇所を議員全員で現地視察を行いました。この中に小東住宅建設現場も入っていますので、簡潔な説明をいただければと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、お答えをさせていただきますと思います。

現在、団地内の道路建設工事及び造成工事につきまして、この8月31日までの工期ということで進めております。現在のところは順調に進んでおりますけれども、この後、上下水道管の布設ということの工事がございますので、今後重複する部分が多少出てまいります。そういうことで多少工期が延びるかもしれませんが、順調に進めております。

それから、その後、住宅の建設に入っておりますけれども、先に設計のプロポーザル等を順次行いまして、建築についても今年度末完成を目指すということで考えているところでございます。

ただ、今新型コロナウイルス感染症の関係で、一部材料等に納期が見通せないというようなものもあるということもお聞きしておりますので、そんな情報等も踏まえる中で、いずれにしても、完成に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、要旨2に入ります。県内外の情報発信と、要旨3、現在、場所や住宅についての問合せはあるのかは関連がありますので一括で質問します。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、都市との交流がストップしている状態にあり、県外に出向くことも無理だと思います。新しい形態の情報発信及びセールスの計画を手短にお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 情報発信につきましては、今現在村のホームページにお

きましても場所の動画配信、あるいは一般財団法人移住交流推進機構が配信しております全国移住ナビにおいて、小東地区建設予定地を動画配信をさせていただいております。

ご質問の問合せということでございますけれども、現在まだ、ここにできるというような案内しかできておりません。そんな関係もございますので、現在は小東地区の住宅については問合せはない状況であります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） せっかくお金をかけるわけですから、このコロナ禍がある程度終息のめどがついて時点で、また情報発信、またセールスをしていただきたいと思います。

それでは、要旨4、最後ですが、今後事業の完了までに必要となる予算とその財源についてお聞きします。

当初予算の概要は以前に説明をいただいておりますが、現在までは予算どおりに進行しているのか、また、今後追加予算が必要になるのか、今の現状で分かる範囲で、完了までの予算と財源も含めて、総予算と村の持ち出し分、財源、この程度の説明でよろしいのをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

現在発注をしております工事等につきましては、順調に進んでおりまして予定どおりということでございます。今後におきましては、住宅の建設に伴う設計監理、地盤調査、それから造成後の用地の確定等の委託料等に510万、それから住宅の建設工事8,500万という当初予算の計上のとおり、今進めているところでございます。

財源につきましては、過疎対策事業債9,240万円を充てる予定としております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。

それでは、新型コロナウイルスの一刻も早い終息をお祈りしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩を取ります。

再開を10時40分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小 瀬 佳 彦 君

○議長（塚原義昭君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は、筑北村立聖南中学校と麻績村筑北村学校組合立筑北中学校の統合に関わる村民の意識調査の実施について質問をいたします。

この意見書が昨年の9月の麻績村議会定例会において全会一致で決議されたということは、皆さん承知されておると思うんですが、この議員発議の村民意識調査の実施について、現在、そのときに発議されてから9か月を経過しました。その際の調査結果公表期限とした5月末を過ぎて現在に至っております。そして、調査は実施されてこなかったということでありますので、そのことについて、まず、村長にお伺いします。

この意見書は、先ほども筑北中学校の学校組合の解散に伴う財産処分等の件にも出ましたけれども、両村ともに少子化の中、統合ということを一時目指してきた、その両村の現状がどうなっているか、今そこに明らかに象徴的に現在の麻績村と筑北村の関係が表れているというふうに考えるわけです。

そういった中、議会では、やはりこれは住民、村民に率直に学校統合ということについてどう考えるかということを知りたい、これはもう全会一致で決議を取って投げかけたわけですが、そういった村民の声を聞くべきであるというこの議会の意思を、非常に私は軽視したのではないかとこの議会の意思を、その辺の理由をお聞きしたいと思っております。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えいたします。

決して議会の意見を軽視したということではございません。長として、諸般の状況を鑑み、執行しない判断をさせていただいたということでございますので、何とぞご理解ください。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 少しこの間のことを振り返りたいと思います。

9月9日にこの場で意見書が決議されて以降、筑北村の議会でも同様の意見書が提出されました。そして、10月1日には、麻績村の教育委員会の定例会において、こういった議員発議で意見書が出された、住民の意識調査を取るということについて検討がなされておりました。その際、定例会の冒頭で村長が挨拶の中で、調査しなくても分かり切っているというようなこと、また、統合が必要ないという意見が出たほうが困るというようなコメントが翌日の朝刊に載ったという経緯があります。

それから、9月以降、12月と3月にこういった一般質問の機会があったわけですが、そのたびに私も含め、複数の議員から、この意識調査の実施を求める一般質問等の中での意見が交わされたわけですが、筑北村議会のほうでこの意見書が保留になっている間は、両村は歩調を合わせるべきということで、これは明確な回答を避けたわけですがけれども、その後、筑北村議会ではこの意見書は不採択に終わりましたけれども、その代わり1つの決議がなされました。この決議は、麻績が統合の意思を示せば、これはもう議会としても村と一緒にやってこの統合に向けた検討をするという、そういう姿勢を表明したわけです。これを受けて、3月の定例会のときにも意見が交わされましたが、結果、その議事録の中にも、村長はこの意識調査というものをするつもりはないというような答弁が返ってきたわけです。

そこで、これは、この意見書は村長と、それから教育長にも宛てて出されて決議されたものですので、教育委員会のほうの事情もまた、どうして調査ができなかったかということについて、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから答えさせていただきたいと思うわけですが、なかなか過去2回こうしたご質問があったわけですが、

まず、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思うわけですが、決して議

会のご意見を無視したということではないということ、まず、ご理解いただきたいわけ
でございます。

筑北村立聖南中学校と麻績村筑北村学校組合立筑北中学校の統合に関わる村民の意識
調査の実施を行わなかったということが、議会の意見を軽視したと言われるというこ
とは、私としては積然としない思いがしているわけでありまして。これは、長も議会議員も
住民の直接選挙され、それぞれ住民の代表という立場でございます。それぞれの権限、
責任があります。議会には議決権、それから調査権などの権限があります。それから、
長には予算編成権、執行権など、長の専権のほかに、規則制定権でありますとか、再議
制定権などがあるという、このことはご承知であろうかと思っております。

議会にも長と同等の提言権があり、長に対しても多くのご意見、ご提言を頂戴してお
るところであります。こうした提言を執行するか、しないかの判断は、長の執行権に関
わることでありまして、長の判断で行わないということが議会の軽視だと表現されるの
は、私としては心外であるわけです。議会にも長にもそれぞれの権限がありまして、互
いにその範囲を侵さないというのがルールだと思っておるわけでありまして。長も議員も
同じく公約を掲げて、選挙において選ばれた立場であります。公約の実行と併せ、常に
村民の多様な声を聞きながら、事務事業執行の判断をさせていただいているというこ
とでございます。

議会の皆様から、先ほど申し上げましたが、多くのご意見、ご提言はいただいておりますが、
実行できたもの、実行できなかったもの、たくさんあるわけでございます。ご
質問の本件は実施しませんでした、決してこれは議会のご意見を無視したということ
ではなくて、長として諸般の状況を鑑み、執行しない判断をさせていただいたというこ
とでございます。そういったことをご理解をいただきたいと、まず、私のほうからこれ
を申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、教育委員会ということでございますが、教育委員会では
麻績村の意識調査の必要性についての協議を行っております。調査に対することに関しての
ことに異論はございませんでした。当時の教育委員会、教育委員、全員におかれましても、
いずれはその時期が来れば、筑北の地域が1つになっていくことは承知をさせていただいて

いるところであります。

しかしながら、筑北村さんは学校組合から脱退して、筑北村は筑北村の学校運営を行っていく方針を立て、学校組合の脱退に併せて坂井小学校の卒業生は聖南中学校へ就学することとし、現在は小学校において、筑北小学校と坂井小学校を統合し、筑北小学校として学校運営を行っているものでございます。

麻績村としては、教育委員会としては、筑北村さんが学校組合からの脱退を決めた時点から、中学校を存続して運営していくこととして、現在の保育園、小学校、中学校の連携をしっかりと取りながら、一貫教育の授業を進めていくということにして現在も進んでおりますので、現時点では、子供たちの混乱を避けるためにも、麻績村として早急に進める必要性は薄いというふうに考えております。

なお、学校の統合については、先ほどの学校組合の解散の部分もございりますが、お互いの立場や状況を理解しながら進めなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをします。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 首長は首長としての考えがあるというのは、これは私としても尊重します。それは筑北村にしても同様だと思います。そういったことを掲げて、村民が選んだということという意味では、そのことは一定尊重させるべきだというふうには理解しますが、この間、私はもう一つ注目したのは、教育委員会がかなり、筑北村の意向もそうですが、村長の意向を非常にデリケートにこれは受け止めて、歩調を合わせたのではないかというふうなことも1点指摘しておきたいと思います。

平成27年にこの地方教育行政法が改正されまして、非常に自治体の長の権限が強められたということもありますが、しかしながら、教育行政というのは教育委員会がやはり独立性といますか、主体性を持って、その地域の教育行政を担っていく、そういった前提は変わっていないわけです。

その中で、私も教育委員会の会議録をこうやって当たってみますと、この意見書が出された当初は、教育委員の中でもこの意識調査は必要だと、あるいは住民の意見をさらに積極的に聞きたいと、こういう意見が交わされる中、教育長は、最終的には村長がやらない、村がやらないと言っているものはできないというふうに答弁していますね。いや、答弁しているんですよ。

基本的にそれでいいのかということですが。教育行政というものは、仮に首長と意見が合致

しなくても、子供のためによかれということであれば、合議の下に、範囲を狭めようと何しよう、では、こういった調査やってみようじゃないかということがあってしかるべきだと思いますが、一番優先される理由の、調査しなかった理由の中に、村がやらなければやらないんだということがあっていいのか、ちょっとその辺、意見ありましたらどうぞ。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほども答弁申し上げましたが、そのような答弁をしたということでございますが、それは多分、統合をするという問題だと思ひまして、アンケートの意見を聞くということの、しないということではございませんので、先ほども答弁申し上げましたが、教育委員会の中では、その時期が来れば1つになっていくということで承知をしている中で、今は統合問題の前に解散等の問題がある中で、今は薄いというふうに考えているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） まず、こんなことは釈迦に説法ですから、傍聴に来ている多くの方にもちょっと認識を共有していただくために、ちょっと前段でお話をさせていただきますけれども、やはり教育行政の執行者というのは教育委員会ですよね。その教育委員会は政治的中立性、継続性、そして安定性を確保しつつということが地行法にうたわれているわけですが、そして、その教育委員会制度の趣旨の中に、地域住民の意向の反映ということがあるんですよ。決して選ばれた代表者、委員だけが全て教育行政を決めていけばいいということではなくて、教育は地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要である。

また、この法律を改正する際の課題として、次のようなことが上がっているんです。教育委員会の審議等が形骸化している、教育委員は十分な情報を持たず、教育委員会自体は事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意思決定を行っていないという課題を持っている。そういったことから、責任の明確化と法を改めて、そして、地域の独自の教育行政というものに資するように法律が改正されていったんだろうと思いますが、これを取り違えて、自治体の首長が1つ教育行政にとってももう采配するんだと、首長がもう駄目と言ったら、教育委員会はああそのとおり、ごもつもと、これで教育行政は本当に自主性、独立性、主体性を持って教育行政ができているのかと。

日々の学校の運営等で手いっぱいというようなことであっては、将来この子供たちはどういいう教育環境でどんな教育が受けられるのかということまで思いが至らないと思うんです。

私は教育委員会でそういう検討をしていないとは言いません。言いませんが、このような状況の中で、保護者は、住民はどんな意見を持っているのか、このことを知ろうとすることは、全く村の方向にあらがうわけでも何でもありません。私はなお、教育委員の皆さんにも必要な検討材料になるんだと思って期待をしておったわけですが、残念ながらこのようなことが全く、規模を縮小したり、あるいはこんな形ならできそうだがという話もなく、期限を過ぎたということでもあります。

もし何か所感があれば、教育長。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 1つご訂正をお願いしたいんですが、教育委員会、会議をしている中で、教育委員が出された議題についてそのままということではなくて、教育委員の皆さん方がそれぞれに感じて、発言、もしくはそういうものをしているものであって、そのとおりでやっているということではないので、そこをちょっと勘違いなさないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 私は、このいわゆる議会もそうですが、こうやって記録に残るということは非常に大きな責任を持つんですよ。私が今言っていることは、基本的には100年先の子々孫々がまた検証できるわけですよ。あのとき何をやっていたんだろう、俺は子供だったから分からなかったけれども、一体あのとき、学校運営している教育委員会、また、首長、一体何で俺たちは坂井の子供たちと離れ離れになったんだろう。これを検証する権利があるわけですよ。とことんその子供たちのためにどんな議論が交わされたのか、そこに我々の果たす義務があるわけですよ。果たして、堂々とかういった記録に我々のその責任と義務が反映されているか、たまたまそのときに言ったから、そのとおりの文面で受け止められては困る、だったらこんなものは必要ないじゃないですか。

教育長は、昨年10月1日の定例会で、麻績村がやらないと言っていることは教育委員会でやるわけにはいかないと言っているんですよ。多分、事務的に処置する立場でいけばそうだと思いますが、本当にこれ、将来の子供のための発言になっていますか。ここに残るということは、今の子供たちが10年先、20年先、これを確認するんですよ。そういう責任が我々にあるんですよ。そういう使命感と、やはり責任感を持って、その時々課題に向き合う、私ども議会も同様です。私が村民の意見なんか1人で承知できるわけがない。だったら、

知る手だてを何とか活用して、村民の皆さんが今どういうことを考えているか、その1つに意識調査というものはどうだ、こういう提案がなされた、全く私はこれは健全な自治体だと思いますよ。

村長、どうですか。何かあったら。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 次の質問に入っているということでございますか。

今お聞きしますと、学校統合、これは以前から筑北村さんと進めてきた結果が今こういったことで、統合できていないと、こういった現状であるわけであるわけでありましたが、今お聞きしておりますと、現状の責任は高野村長、また、飯森教育長にあるというふうに受け止めるわけですが、私どもは統合に向けて一生懸命やってきたという経過はあるわけでございます、現状の責任をこの2人だというような言い方をされているのは、ちょっとあまり理解できないわけでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） それはまた、この今日の議事録を読み返していただいた方が判断します。私がお二人にこの状況の全責任を別に押しつけているつもりは全くありません。私は、村民の意識調査、声を直接聞くべきだと、そういう姿勢が必要だということを言っているわけです。そして、村長は村長の要するに方針があって、教育長には教育長の方針があつていいですが、しかしながら、どちらもお互いにこっちがやらなきゃ俺もやらないんだというような話で、本当にこれ、どうなんですかということを投げかけているわけです。

仮に、それは保護者に限っても、あるいはその数で限るとか、全村民にということに何か抵抗があるんだったら、それはそれでやりようがあつたと思うんですよ。どうですか、これからでも私は遅くないと思うんだけども。

教育長、そこら辺の教育長としての考えを聞かせてください。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） だから、先ほどから申し上げているとおり、今はその時点ではないと、早急に進める必要はないな、薄いと考えているということで、今後そのときになりましたら始めることは事実でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 教育長の方針は分かりました。

会議録の中でも、仮に調査をして、統合ということになっても、早くても2年、普通でやれば5、6年統合にはかかってしまう。だからこそ、今の状況は仮にそういう状況になくても、すぐ統合できる状況になくても、意識調査をするなんていうことは、すぐ統合という話をしているわけじゃないですよ。ましてや、統合よしか、統合しなくても独自でやっていくんだというのは村民の意見ですから。そもそもそこをちゃんと明確に我々受け止めましょうと。本当に統合、統合と言って、村長は8割、9割みんな統合を望んでいると言いますが、一体どこでそれを科学的に証明できますか、村長。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、意識調査の実施、するか、しないかということにつきましては、まず、その辺から考えを述べさせていただきたいわけですが、このご質問につきましては、昨年の12月定例会、そして、また今年の3月の定例会でも一般質問でも延べ4名の方からいただいて、丁寧にお答えをしたというふうに思っています。

再度、これについてお答えをさせていただきわけですが、学校統合といいますが、中学校の今回のこと等を含めて、今までの経過につきましては、これは何度も何度もお話し申し上げましたので、このことは省略させていただきわけですが、いずれにしましても、平成24年、麻績村と筑北村の両村長で、この地域の学校統合は必要だから進めていきましょうということの中で、24年に両村長で統合案を示させていただいたということをご承知のことだと思えます。

結果的に、その形が成り立たなかったということであるわけですが、その後、村長選挙がありまして、村長が替わられて、大きく村としての方向が変わられたということがございます。そうした中で、いろいろご意見が今出ているわけですが、筑北中学校についても、また大きく方向が転換されて、現状になっているということであるわけです。

私は、これはいつも言わせていただいているんですけども、児童数、これから減っていくということ、それから、この地域の将来のことを考えると、学校統合はどうしても必要だという思いは私は変わっておりません。これを言うとまた叱られているかと思いますが、村民の多くが私と同じ思いであるということは思っているわけであります。

その意識調査の実施につきましては、昨年の9月の定例会で意見書が採択され、そして、同じく同趣旨のものが筑北村の議会でも提出されていて、筑北村さんではこれが継続審査ということになったわけであります。昨年の12月定例会におきまして、小瀬議員はじめ、もう

一方の方から、その意識調査の実施についてご質問がありました。これに対しまして、中学校については、当然筑北村と歩調を合わせていく必要があるということを私は申し上げたんです。ということは、麻績村と筑北村の一緒にやっていく中学校でございますから、歩調を合わせていくことが必要だということで、筑北村さんの動向を見極めながら進めたいというふうに答えさせていただいたわけです。麻績村より開会が遅くなった筑北村議会では、継続審査となっていたこの意見書は、今否決をされているわけです。否決をされている。すなわち、いわゆる意識調査はしないということが決まったわけでありまして。

今年に入りまして、3月定例会でも、小瀬議員外2名から、再度この意識調査実施についてのご質問がありました。私からは、こういった調査は筑北村さんと一緒に歩調を合わせてやっていくことが必要なんですよと、今はその時期ではないと私は判断しているということをご答えさせていただいているわけです。その時期ではないということでございますが、これは細かく申し上げなくてもお分かりかと思いますが、筑北村議会では既に意識調査を求める意見書が否決されているということです。これは併せまして、筑北村では4月から新たな学校再編で今動き出しているわけです。新しい形で動き出している。それから、麻績村におきましても、新たな村立中学校ということで始めていかなきゃいけないと、こういった今時期でございまして、それぞれの村が新たな方向で今動き出そうとしているときでありますので、この時期に意識調査を実施しなきゃいけないかどうかということでもあります。

今定例会において、改めて小瀬議員さんから同趣旨のご質問をいただいているわけですが、現時点においては、前お答えしたとおり、意識調査は今の時点では実施しないというふうに私は考えているわけでありまして。

筑北村さんでは、昨年12月定例会で実施を求める意見書が否決されたということであるわけで、それは申し上げたわけですが、それ以降、筑北村さんのほうからは中学校統合に向けての声、いわゆるこういったことがあまり今聞こえていない状況であるわけです。加えて、学校組合からの離脱の経緯ですね、先ほどご質問ありまして、細かくご説明したわけですが、今こういった脱退の経緯、それから脱退に際しての学校資産の分割要求、今こういったものが出ているわけですが、こういった状況から、今、中学校統合の論議をしようという環境に至っていないというふうに私は判断しているんです。議員は、統合ありきの調査ではないと言うわけですが、結果は、この調査というのは私は統合に向けての調査であるべきだというふうに理解しているわけです。ですから、時期を見て、こういうものはやるべきだというふうに理解をしているわけです。

今後、両村で統合に向けた熱意が高まって、これは行政だけではなくて、一般住民を含めてであります。そしてまた教育に関する理念が共有できる、そしてまた信頼関係が醸成できるときに、こうしたときに今地域の課題は何なのかという中で、当然統合等についても論議されるべきであると、こう考えています。早くそういった関係になってほしいと私も願っているわけです。

ということで、現時点におきましては、意識調査については私は今やる時期ではないというふうに判断をしているわけです。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確認ですが、村長はこの意識調査は今のところやる気はないという答弁でありましたけれども、教育長もそれでよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほどから申し上げているとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○6番（小瀬佳彦君） 議会としまして、全会一致でこの意識調査はすべきだというような結論を出した経過があります。私は今ここに至っても、やはり統合のための意識調査という前に、住民の率直な意見を聞こうという姿勢を優先するべきだという確信は変わっておりませんので、これは、例えば、議会がこういった調査主体になるというようなことも想定の中に入れて、意識調査はやるべきだということを主張して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、小瀬議員さんのご質問の中に、統合に関わることではないというような意味が、先ほども入っておりましたが、今回のご質問につきましても、筑北村立聖南中学校と麻績村筑北村学校組合立中学校の統合に関わる村民の意識調査ということから、いわゆる統合に向けての意識調査というふうに私は理解しているわけです。ですから、統合に向けての意識調査というのは、今はその環境に至っていないということを改めて申し上げさせていただきますということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確かに統合に関わる意識調査ですが、これは統合ありきというふうな形の意識調査である必要はないと思います。統合について、村民は率直にどのような意向が

あるのか、そのことを確認するということでもありますので、何も絶対統合するべきだと思いが、どうだというような前提に立つものではないと、そういったものを、要するに今の現状のそのままを我々が現状把握しなきゃいけないじゃないかということをおっしゃるわけでありまして、統合するためのプロセスとしてこれを利用するというのが最初から目的ではないというふうには私は考えています。その辺は見解の相違かもしれませんが、それだけ加えて、質問を終わりたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（塚原義昭君） 7番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） さきに通告した内容について質問をします。

質問事項としては、1、学校組合解散に伴う財産処分について、2、新型コロナウイルス感染拡大による村内事業者への給付金支給についてです。

それでは、質問要旨に沿って、着座のまま失礼ですが、一問一答にて質問をします。

まず、筑北中学校学校管理や教育事務を行ってきた麻績村筑北村学校組合の解散に伴う財産処分についてです。

この件につきましては、先立って議員さんより質問がありましたけれども、重複しない件について質問を行いたいと思います。

学校組合の財産処分については、現在まで両村の合意に至っておらず、5月26日に行われた両村長の協議においても平行線であった旨は新聞にも掲載されました。今後合意に至るまでには相当な困難が予想されますが、合意に至る麻績村としての着地点について、どのように考えているのか、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 学校組合の解散に際しまして、筑北村さんから財産分割要求について、村の考え方については、先ほど小山議員さんにお答えしたとおりであるわけでございます。

茂木議員さんからは、こうした状況下において、着地点はどう考えているのかということ

でございますが、いわゆる着地点は1つしかないというふうに考えております。これは、地方自治法286条の2、いわゆるこれは構成団体との協議を経ない特例、いわゆる自分の議会の議決を経て、そちらからの通告だけで解散ができるという、いわゆる特例による解散であるということであるわけでありまして、麻績村筑北村学校組合からの脱退による解散、脱退したから最終的に1つになって、組合は解散となるということであるわけでありまして、中学校としては、中学校が廃止になるわけじゃございません。中学校はこれからも麻績村単独で運営をしていかなきゃならない、従前どおりの維持していかなきゃいけないということがあります。ですから、筑北村さんが言っている35%、例えば、固定資産、土地、あるいは金銭等を分割するということになる、当然これ運営ができなくなるということでございます。

でございますから、着地点といたしましては、麻績村が今お願いしている内容を受け入れていただくしかないというふうに思っております。粘り強くお願いをしていくという考え方でございますので、お願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 学校改修基金を含めた剰余金については、配分方法を含めて両村の間でおおむね合意されているということではいか、それとも、剰余金についても再度協議していくのか。また、それ以外のグラウンドを含めた土地や備品配分方法については、どのように協議されているのか、お聞きしたい。

私、3名の方に、本城、坂北、坂井の父兄にちょっと聞いたんですが、これをやったら筑北村と麻績村はどんどん遠ざかっちゃう。金で解決するものならしたほうがいいという父兄もいました。でも、これをやったら、ここまで行ったら裁判とか、ここまで行ったら筑北村と麻績村は将来像が見えてこない、この辺、どういう考えでおられるか、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、お答えさせていただきたいと思っております。

先ほど、分割等をすれば筑北中学校はやっていけないという今お話を申し上げたわけでございますが、何とか今麻績村がお願いしていることを理解していただくしかないということは申し上げたわけでありまして。

そうした中で、その基金とか、それから剰余金等について、どうしていくのかということでございますが、本来は、いわゆるほかの広域等で行っておる共同事務の組織があります、この組織以外にもいろいろな組織があるわけでありまして、そういった組織から抜けていか

れるときには一切そうした資産要求せずに、ご自分の事情ということでもありますから、抜けていくということが今までの通常の間であるわけでもあります。いわゆるそういった形でないわけであるわけでもあります。そういった中で筑北村と麻績村、長い間友好関係を持って進めてきたわけでもあります。そういったことから、本来は基金の配分は必要ないということであるわけでもあります。これは教育長同士でいろいろと検討する中で、そうはいつでも最近出して、余ったりしていると、本来であれば繰越金として次の年度に繰り入れるというようなこともあるということから、最近の入ったお金等を含めて、これについては負担割合によって案分しようというようなことを、両教育長同士で話し合っただけで方向づけがされたわけでもあります。

そしてまた、起債の残高、起債の償還については、麻績はこれから学校運営を行っていくということで、償還はまだ始まらないというようなことでもありますから、残りはたくさんあるということでもありますから、これは麻績村が将来に向けて、学校運営の中で償還していこうということで話し合いが済んでおりますので、この点につきましては、両教育長同士で話し合った結果をそれぞれ今、村長同士、了承しているわけでもあります。そちらについては了承しているわけです。

ただ、それ以外の土地、建物、備品等については結論に至っていないということもございますので、お願いしております。併せて、先ほど申し上げましたが、筑北村長さんにはご理解をいただくように、粘り強くお願いをしていきたいと、こう思っているわけでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） いずれにせよ、財産処分について、両村での協議が長引くことは好ましくないと思うところがございます。学校修繕等もできませんので、早期の解決を筑北村、麻績村の話し合いの下に進めていっていただきたいと思っております。

それでは、質問事項2に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大による村内事業者への給付金についてです。

新型コロナウイルスの支援に対し、村ではいち早く給付につながるよう、職員の皆さん、休みを返上してやっていただいて、10万円の特別定額給付金、子育て支援2万円の給付など、早期に給付されたことは村民にとって非常に喜ばしいことであったと思っております。

そこで、併せて行われた事業者向けに村が行った給付事業の現状についてお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

麻績村独自の事業者に対する給付金の支援策ということで、村では新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済対策交付金交付要綱を4月27日に定め、商工業者等、商店等を営む者に対して交付を開始をいたしました。5月末現在でございますけれども、14件、総額で296万8,703円を交付しております。

さらに、第2弾という形の中で進めておりまして、今現在も申請が少しずつ上がっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 私のほうから、先ほどの振興課と歩調を合わせまして、被雇用者の支援も実施をしております。その状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

5月末時点でございますが、申請件数が21件、124万5,427円の給付が行われております。6月に期限が延長になりまして、現在もまだ相談者が見えておりますので、今後もう少し増えるという予定でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 過日、議員全員協議会において、申請状況等について説明があったが、支援対象を拡大したことによる申請の状況に変化はあったのか、また、現在において、給付金の支払い状況も併せてお聞きをしたい。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 第2弾といたしまして、当初は売上げ等の減少幅が50%ということで、半減というところで区切りをつけておりましたけれども、50までは行かないけれども売上げが減少しているという事業者等の話を伺った中で、30%まで下げまして支援をさせていただいております。

今、少しずつ申請が上がってきておりますので、どの時点ということは申し上げられませんが、今までにいずれにしましても六、七件の申請を受けておりますし、さらにこの後も、順次書類を整備して申請をするということも商工会のほうからも伺っておりますので、順次対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 状況は理解しました。

今回の給付金が効果的な支援となるよう、事業者からの相談など、丁寧に対応していただきたいと思います。

次に入ります。

次、要旨2、県の支援対策である拡大防止協力企業等支援金について、村内事業者への申請状況について、村では把握ができていればお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援金ということで、県のほうから5月7日からそういったものが出てきております。そういった中で、これにつきましては県へ直接申請ということでございまして、村のほうへは申請の経由等も上がってきてございません。

そういった中で、正確な数字はつかめてはおりませんけれども、5月の終わりになりました、県のほうから村内の対象となる施設の数字は11件くらいであろうということの中で、市町村が負担する分、県が20万、それから市町村10万が負担ということでございまして、その1件分10万のトータルした数字、110万を6月の予算に計上してほしいという要請がございまして、今定例会の中で6月補正で110万円を計上させていただいております。

正確な数字につきましては、多分7月末ぐらいになりますと、県のほうから請求等が上がってまいりますので、その時点で最終的な件数が分かるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今、振興課長の説明で理解をしました。

それでは、新型コロナウイルスの感染は、現在やや終息に向かい、日常生活も戻りつつあると感じるが、第2波の感染拡大や、さらなる感染がないとは限らない。その状況によって、追加の支援も出てくると思われるが、今回同様、迅速に対応していただくこと、特に村内事業者の方々の今後の事業を継続していけるような効果的な支援をお願いしたい。

そこで、今朝ほど、ここに関連しておりますけれども、私の身障者仲間ですが、病室からも電話がございました。それは男の方です。6時半頃電話があったのは女の方で、学生に村としては5万を渡しますよね。それで、やっぱり私も身障者でありながら困っていると、これは病室から電話がございました。何とかそういうような補助とか何かがないのか。

それから、車を運転できない人がタクシーを頼んだり、マスクを買いに行ったり、それが一番困るそうです。今朝ほど、それはお電話ありました。この話を聞いたときに、しばらく私も言葉が出ませんでした。こういった困っている方にも、村としてマスク等を支給はできないか。村として温かい支援をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君）　　お願いします。

高野村長。

○村長（高野忠房君）　　まず、茂木議員さんには、商工関係等の支援について、要請も今頂戴したわけでございまして、今回いろんな面でお答えをさせていただいているということで、お願いしたいと思います。

それから、麻績村独自でやっております被雇用者——被雇用者というのは、いわゆる雇用されている方が派遣切りでありますとか、あるいは雇い止め等の場合に、村独自で支援をするというのが、先ほど総務課長が申し上げましたが、この件数も大分多いわけです。この制度を独自でやっているという、このかわいでは麻績村ぐらいしかないかと思いますが、いわゆるこういった支援までさせていただいておるわけです。

それから、これも茂木議員さんからご提案のあった商工事業者に対する手厚い支援をということで、ハードルを3割落としたりと、こんなことをさせていただいておるわけでありませう。

また、身障者を含めて生活に困窮されている方、このコロナとは直接影響ないんだけれども、厳しさを強いられていると、こんなことも実はほかからも聞こえてきているわけです。こんなことにつきましては、コロナと併せまして、いわゆる小口の貸付資金等もあるわけでありまして、こういったこともこれから活用できるようなこともしていかなきゃいけないんじゃないのかなと、こんなふうに思っています。

それから、今マスクというは話ございましたが、例えば、今アルコールでありますとか、いろんな物資の関係が出ているわけですが、いわゆるこういったことについてもどうするかと。それから、併せて、当然マスクとかアルコールということになると災害時の避難とも関わりますので、いわゆるこういったものを買うお金もないんだというようなことも出ておりますので、今、商品券等の検討を始めているわけでありまして、こういったものの活用等もしていただく、こんなことも新たに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。今後とも、いろんなご提言をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今、村長さんの答弁で納得いきましたけれども、これからますます子供、お年寄り、障害者にも温かいご支援をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 7番、茂木泰男議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（塚原義昭君） 続けます。1番、塚原利彦議員に一般質問をする前にご相談します。
昼食休憩を挟みますが、よろしいですか。

○1番（塚原利彦君） はい、結構です。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。
1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 1番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました事項について質問をいたします。

1点目としましては、子育て支援の計画と行政組織の在り方について、2点目として、小・中学校の学習計画や活動について、それから、3点目として、聖高原別荘地内居住者の生活の足について、以上3点について一問一答でお願いしたいと思います。

まず、最初に伺いたいのは、子育て支援の計画と行政組織の在り方についてです。

この質問につきましては、昨年9月の定例会でも伺いましたけれども、先頃、村の第2次子ども・子育て支援事業計画が策定をされまして、私もちょっとパブリックコメントということで書いたりしましたけれども、改めてこの事業についての課題や行政としての向き合い方などについて伺いたいというふうに思います。

まず、質問要旨1ですけれども、このたび新たに子育て世代の包括支援センター、これが役場保健センターに設置をされました。母子保健法の改正に伴って、設置の努力義務が課された制度だと思いますけれども、その通達内容等を見てみると、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するというようになっていて、かなりの業務量ではないかというふうに思われます。

それから、設置場所が高齢者への地域包括センターと同じ役場の保健センターになっていますけれども、そこで2つお聞きしたいんですが、1点目は、なぜ同じ保健センターなのか、

設置場所について、国から何か指針とかが示されているのか。

2つ目としては、担当者の業務の実情はどうか。以前と比べて負担が増えているんじゃないかというふうに思ったりしますが、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答をさせていただきたいと思います。

子育て世代包括支援センターの設置の背景につきましては、今、議員さんのほうからもありましたが、平成28年の児童福祉法、母子健康法の改正によりまして、令和2年度末までに市町村への設置を努力義務化されたものであります。センターの設置の目的であります、主に妊産婦及び就学前までの乳幼児及びその保護者に対しまして、切れ目のない支援をするもので、保健師を1名以上配置することになっております。

この支援センターの必須の4つの業務につきましては、1つに、妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること、1つに、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと、1つに、支援の必要な方に必要な支援プランを作成すること、1つに、保険医療、または福祉の関係機関との連絡調整を行うこととなっております。

子育て世代包括センターにつきましては、施設設置ではなく機能の設置でありまして、麻績村では従来、これらの業務につきましては、母子保健業務の中で実施しているため、保健センターに母子保健に関する相談機能を有する施設で実施するということで、母子保健型のセンターを設置したものでございます。保健師が業務を実施することが望ましいと判断したものであります。

担当者の業務の実情につきましては、母子保健担当保健師を中心に、保健師3名で、母子健康手帳の交付や子育てに関する相談事業を行っております。母子保健部局で解決できない相談については、教育委員会や外部等の機関、橋渡しや、各種子育て支援機関と連携を取りながら、一人一人に合った支援を行っているところであります。

ご質問について、センターの場所、箇所、これについては、それぞれの町村で決定することになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、業務はどんな状況かということですが、母子保健担当の保健師が3月末で退職したことは痛手ではありますが、これまでのところは特段問題なく順調に進んでいると認識しております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） この支援センターが担う内容というのは、通達を見てみると、母子の保健分野と子育て支援分野と両方があるということで、山形村なんかはあれなんです、拠点になるところにそういった形の両方の業務をできるようにしているということなんです、麻績の場合は、ひだまりにその保健師さんにいてもらってということとはできないんですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 業務の中で、ひだまりの中では保健師が行って相談等は現在でも実施しているところでございます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） そうすると、場所が高齢者と同じ地域包括センターということですが、保健師さんたちは業務は完全に分かれているのか、それか兼務というようなことになっているのか。国の通達では、何か留意事項というところに担当職員は専任が望ましいというようなふうになってはいますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先ほどちょっとお話しさせていただいたんですが、本来の業務の中で、実際行っているのは、本来の業務の中これまでやってきておりますので、現在の保健センターに保健師はおりますので、そちらのほうで対応しているということでもあります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 先ほどの、じゃ、お答えいただいたもので、繰り返しませんが、過重負担にはなっておらずに今のところは問題なく、業務については支障なくできているということよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 負担がなくというところはちょっと何とも申し上げられませんが、業務量が増えていますので、今までの業務に加えてということでもありますので、プラスアルファの部分は若干あるかと思えますけれども、現在のところ、特段問題なく順調に進んでいると認識しております。

以上になります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） それでは、続いて、質問要旨2のほうに移ります。

この子育て支援の計画書の中、私もずっと見てみましたが、特に保育の部分に関し

て、ニーズ調査をされたようではございますけれども、早急に受入れ態勢の充実が必要じゃないかなというふうに感じた部分があります。延長保育、それから病児・病後児保育、それから一時保育なんですけれども、これは働き方改革とか、それからシングルマザーの世帯が増えているということで、近年の子育て世代の多様なニーズに応えられるという体制、これは都市部の問題じゃなくて、若い世代を迎え入れたいという小さな町村でも喫緊の課題ではないかというふうに思います。

そこで、この延長保育、それから病児・病後児保育、一時保育、これの充実や体制づくりということについては、どんなふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 保育園の関係でございますので、教育委員会のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

ご質問の中での延長保育及び一時保育につきましては、現在、麻績保育園で対応をさせていただいております。保育園でも実績を踏まえる中で、計画を立て、それぞれにご利用をいただいております。また、延長保育につきましては、急な対応も可能なんですけど、一時保育は保育所への入所許可の出ない方が利用する部分であります。保育士の勤務状況からして、今日の今日という対応は難しいということも考えますが、利用に際しては担当部署、特に保育園の入園許可が出ない方が多いということで、母子担当もあろうかと思いますが、それらと連携を図りながら、よりよい利用につなげていければというふうに考えております。

また、病児保育、病後児保育につきましては、病中、病気の回復期の子供を専用スペースで看護師等の専門スタッフが保育、看護してくれるサービスというふうに認識をしております。現在のところ、施設の、人材的に麻績保育園には対応はしておりませんので、その辺はご理解をいただいて、お願いをしているところでございます。

なお、病児保育や病後児保育につきましては、現在は小児科等の病院に併設された医療機関併設型が数多くあろうかと思っております。普通のところではなかなかできてこないのが現状かと思っております。

なお、延長保育、一時保育の利用状況の詳細については、次長のほうから数字を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） 昨年度の麻績保育園による一時的利用、延長保育の利用状況でござ

ございますけれども、一時的利用につきましては、利用者5人で13件で、家族の通院や小学校、中学校に兄弟のいる家庭が学校行事に参加した際に利用をしております。延長保育ですが、8時間保育につきましては、利用者5人で園児6名、10時間保育は12人で園児16名となっております。それぞれ利用者のニーズに応えた延長保育の対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 先ほど答弁のあった、病気のお子さん、病後のお子さんの関係です。

これは、ほかのところを聞いても、お医者さんがいないとできないとかいう部分はありますけれども、この計画の中に、単村でできない困難な部分は近隣自治体と広域な実施を検討していくというようなことが書いてあるんですけども、この保育の関係を筑北村さんと何か共同でできるという、そういうことは特にないんですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 今のところ、その検討はしておりませんが、内容的に少し検討させていただかないといけないのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

ただ、それだけの看護師や保育士をそういうふうにするかどうか、また、今までの中で、アンケートの中でも若干その要望があるようでございますが、もう少し詳しい部分を知りたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） いずれにしても、この計画にまとめられている部分、これを実施していくというためには、現状の保育園の職員の皆さんだけでどうなのかなという感じがします。もっといろいろ、要望があるわけですから、職員体制とかそういうことについては、もう少し体制がしっかりしなきゃいけないかなというふうに私なんかは思うんですけども、その辺について、課題として考えておられますか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 病児・病後児保育の関係でよろしいでしょうか、その関係ということで。

○1番（塚原利彦君） 全体的に、この計画の実施というところで。

○教育長（飯森 力君） 計画の実施につきましては、また保育園等の中で検討、結果、いろ

いろしてニーズに応じていけるようにしていると思います。

なお、病児・病後児保育につきましては、やはり専用スペースが必要になってくるということですので、そこら辺もしっかり検討しなければいけないけれども、ちょっと今のところでは難しいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 課題があるというふうに認識をさせていただきますので、これは先延ばしをしないでいただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

第2期子ども・子育て支援事業計画が策定され、また、このほど子育て世代の包括支援センターが役場内に設置をされました。昨年9月の一般質問で子育てに関する行政施設について、新たにつくるか、再編するかということで伺いました。そのときのご答弁では、小さい村で職員も少ないので、現行の組織でやっていくということで、新たな課の創設等はしないという内容だったというふうに思います。

そこで、質問要旨3としてお聞きしますけれども、今回、子育て支援の事業計画が示され、また、子育て世代の包括支援センターが置かれたことに伴って、改めてこの行政組織に関して、子育て部門の課や室の創設についての方針について伺いたいと思います。

もし、お答えが昨年9月と同じだとすれば、その課や室を置かないとする、その根拠はどんなふうにご考えておられるか、そこをお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 子育て支援の課や室は設置を置かないということですが、昨年の9月の答弁とほぼ変わりはありません。包括支援のセンターについても、先ほど住民課長から答弁ございましたが、機能的な部分ということですが、今までと同じ体制を取ってやっていきたいというふうに考えております。

ただ、課や室の設置につきましては、村の考え方もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 同じということで、今、担当の教育委員会のほうからのご答弁ですが、朝日村では、この4月から子育て支援課が新たにできたというふうに聞いています。それから、麻績村より小さい生坂村でさえ、中核となる子育て支援センターを設置しており

ます。子育て支援の課や室を設けるということは、麻績村の子育て支援事業への向き合い方とか姿勢の問題だけじゃなくて、私は職員の担当業務の範囲だとか責任の明確化、それから利用者への利便性、これにも私は、相談の窓口が1つでないといいますか、拠点という点ではしっかりした形になっていないと私は思うんですが、それから、できたこの計画を着実に実施していくと、こういったことのために、私は課や室は必要じゃないかと、これが本当に専門部署を置くべき根拠だと私は思います。

そんなことで、村長にお聞きしたいと思えますけれども、今の任期中にこのことの実現に向けてご検討をいただくということは考えていらっしゃいますか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員には、子育て、教育につきまして、大変ご熱心な活動をされていることに、まず、御礼を申し上げさせていただきます。

ご承知のとおり、先ほど、以前の方からのご質問にもございましたが、麻績村の職員数でございますが、現在50名を切っておるといような状況でございます。こうした中で、村全体として村民の新たな行政ニーズ、それから高度な行政ニーズ、こういったことに応えていかなきゃいけないという大きな前提があるわけでありまして。

こうした中で、子育てというのは大変重要な業務でございます。こうした中で、子育て、いわゆる大事な仕事はきちんとやらなきゃいけないということでございまして、現時点ではそれぞれ関係する課が力を合わせて、課、委員会等が、あるいは学校も含めてでございますが、関係者一丸となってそれぞれよりよい子育て環境をつくっていかうということで考え、そして、また具体的な事業も、特に支障がない形で今進んでいるわけでありまして。先ほど、住民課長も、これはほかの形で申し上げたわけでございますが、形式というよりも実質的にどうだということをお願いしたわけでありまして、まさにそういったことであるわけでありまして。

でございますから、限られた人材の中で仕事をしていく中では、それぞれ兼務をしていただいたり、やっていけないといけないということで、改めて独自の課なり室なりをつくるということは、今の時点では大変余裕がないということでございます。これは村全体の業務の中で、そういったことでございます。でございますから、議員おっしゃるように、決しておろそかにするということではなくて、子育て、いわゆるこういったことにつきましては、他の自治体にも負けない内容でやっているという思いがしております。もし具体的にこういったところが今欠けているというようなご提言があれば、そういったところにつきましては改

善をしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いを。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 現状でやられていかれるというお答えですけれども、私が個人的に思うには、今、子育ての関係は教育委員会と住民課で両方でやっているというような感じを受けるんですけれども、それだとやっぱり責任だとか、業務の範囲だとか分担ということでは、いろいろといかない部分もあるんじゃないかと、私の思いですけれども、そんなふうに感じます。やっぱり専門の課を置いたほうがいいと私は思っております。

では、次に参ります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員にご相談しますが、次、新しい質問事項に移りますので、ここで昼食時間のため休憩に入りたいと思いましたが、よろしいですか。

○1番（塚原利彦君） 結構です。

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩に入りたいと思いを。

再開は午後1時からといたしますので、ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（塚原義昭君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

塚原利彦議員の一般質問を継続します。

塚原議員。

○1番（塚原利彦君） それでは、質問事項2のほうへ進ませていただきます。

小・中学校の学習計画や活動についてお聞きをいたします。

新型コロナ関連の質問ですけれども、本日ほかの議員さんも質問に取り上げておられますので、重複する部分もありますけれども、2つの点についてお聞きをしたいと思いを。

このコロナの影響が最も心配される分野として学校教育があるんですけれども、感染そのものの防止だけでなく、授業のスケジュールの遅れだとか、式典や諸活動の中止や制限など、精神面、ストレス、情緒などへのケアも心配されています。

そこで、質問要旨1として伺いたいと思いを、まず1点として、新型コロナウイルス

による休校で、授業のスケジュールが大幅に遅れているのかなというふうに思われますけれども、今後の計画や進め方はどのように考えているか。

それから、2点目として、再び来ると言われている第2波、それに向けて、休校だとか登校の判断や決断の仕方、考え方、ここら辺について、現段階でお答えいただける内容についてお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、ご答弁をしたいと思います。

コロナ禍による授業の遅れ等についての方向ですが、先ほどの宮川議員さんのご答弁と重なるところがありますが、よろしく願いいたします。

麻績小学校、筑北中学校ともに、不足分の解消に向けて対応を検討しているところであります。小学校、中学校ともに、現時点での検討を行う新たな学習体制、3密、マスク、手洗い、消毒等のことを考慮しながら、両校ともに不要不急の授業を検討しながら進めているところであります。特に、3密においては、キャンプ授業や修学旅行等の宿泊を伴う部分、また地域学習、キャリア教育では、地域産業等への体験活動は非常に難しく、慎重な対応が必要となってくると考えております。それらの検討を行う中で、学習時間の確保を行っていきたいというふうに考えております。

日々の学校生活の授業を検討することにより、授業時間を確保するということですが、不足分につきましては、夏休み時間の短縮等を行いながら、併せて必要な部分をやっていくということですが、特に6年生、また、中学3年生については、夏休みの前半等に登校日を設ける中で、授業指導を行っていく予定としております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

2つめの休校、登校についての判断判定の仕方をどう考えるかというご質問でございますが、感染症対策に対します教育委員会としての学校への対応としてご答弁をしますが、教育委員会としては、国の要請を重視する中で、県、地域の方針等を踏まえ、村の対策本部からの学校運営に係る必要な措置を求められることに対して、県下や近隣地域の状況や情報を収集し、小学校、中学校の校長会を、保育園児を含みますが、開催して、他校の情報も参考にしながら対応を協議し、最終的に教育委員会を開催し、改めて学校からの意見を聞く中で判断をしております。

また、決定事項については、村の本部会議にも報告をさせていただいております。

なお、麻績村の小・中学校におきましては、小規模でありますから、分散登校という形と
いっても全児童・生徒が登校できる状況でございます。1クラス30人規模の学校は、クラス
の中でも分散させ、そして1年、3年、5年とか、学年ごとに分散を行う中での登校であり
ます。当村の分散登校とは全く違うものでありますので、これらを踏まえると、麻績村の
小・中学校は小規模としてのメリットがここで大きく出たのかなというふうにも考えており
ますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 当初、一番最初のときは、国の要請といいますか、一律唐突に休みと
いうようなこともあったんですけれども、この間の経緯や何かを踏まえて、必要な打合せだ
とか判断にする材料になること、この間のことを経験を踏まえて、しっかり協議をして、そ
れで今の登校とか、休校とか、そういったことの判断については、唐突に最初のときのよう
なことに急にということじゃなくて、この間のいろんな経過を踏まえて、協議をして進めて
いくということによろしいということ、よろしいですね。分かりました。

それで、授業の遅れとか、そういった部分について、今必要な学習について重点的にやっ
ていくというようなことでありましたけれども、保護者の皆さんのほうへは今のお考え、休
校、登校のことに関することもそうですけれども、今後の計画、スケジュールについては、
随時お伝えをしているということ、それから、もし何か変化があれば、その都度、お知らせ
されているということによろしいわけですね。分かりました。

それじゃ、次の質問要旨2に移りたいと思います。

コミュニティスクールの関係についてちょっとお聞きしたいんですけれども、現在、コミ
ュニティスクールについては、県の方針としても重要政策として掲げております。当村でも
振興計画にはコミュニティスクールのさらなる充実を目指す旨の記載があります。

こうした中、おみっこ応援団の1つとして活動をしてきました昔遊びの会ですけれども、
会員の皆さんの高齢化もあって、解散というようなことになったんですが、たたきごまだと
か竹馬、棒倒しなんかの遊びと一緒に、麦茶をつくるための大麦づくりといった農作業、こ
ういうことを子供たちのために行ってきましたけれども、残念ながら団体として協力してい
くということではできなくなったかと思うんですが、そこでお聞きしたいんですが、今後何ら
かの方策を考えないと地域の協力というのはなかなか先細りになっていってしまうような気
がします。

教育委員会として、コミュニティスクールの活動について、どういうふうにしていくか、

関係団体の今後はどうなのか、団体に限らず個人でも協力をしてもらいたいというような、いろいろなことがあるかと思えますけれども、多くの村民の皆さんが関わっていかれるような、そういった体制、コミュニティスクールについてどんなようなふうにご考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） コミュニティスクールの運営につきまして、昔の遊びの会の会員の皆様には、長期にわたり麻績村の子供たちの育成に多大なご尽力を賜りました。昔の遊びの会の会員の皆様には、コミュニティスクール事業として、小学校の授業、図書館事業、保育園事業、そして、おみっこ元気くらぶの活動等に対しまして、本当に多大なご指導、ご協力をいただきました。昔の遊びだけではなく、大麦の栽培から麦茶作りまで、農業関係に関しましてもご指導いただいてまいりました。そして、できた麦茶は小学校をはじめ、保育園の子供たちも1年を通して、添加物の入らない健康に留意した麦茶が提供できました。そして、このおいしい麦茶は、上皇、上皇后様にもお届けさせていただき、お召し上がりいただきました。このことは誠に素晴らしいことと思っております。会員の皆様のご尽力に、改めて厚く御礼を申し上げます。

昔の遊びの会の開催につきましては、おみっこ元気くらぶの活動中にも会員の皆さんから、もう高齢になり、活動が難しくなってきたとお話をお聞きしておりましたが、会員の中にはまだまだ活動ができる若手の方もおりましたので、会員数が減少しても会を存続し、子供たちの活動にご協力していただけるものと願っていたところではありますが、解散ということで誠に残念であります。

今後におきましては、それぞれの部署で計画を立てる中で、個々に参加、ご指導をお願いしたいと考えておりますし、筑北中学校が村立になりまして、中学にもチーム筑北というコミュニティスクールがございます。麻績村としては、教育委員会としては、これを一本化する中で両校のコミュニティスクールとしての活動につなげていければということで、今年1年、時間をかけまして検討をし、それぞれの事業計画、コミュニティスクール運営委員会等に諮りながら進めていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 非常に大事なことといたしますか、やっぱり地域が学校を支援していくということは大事だというふうに思うんですが、今現在はおみっこ応援団がコミュニティスクールの関係の活動の核になっているかなというふうに思いますが、例年、運営委員会とか

総会が行われているかというふうに思うんですけども、そうした会議で今後に向けての何か課題とか、いろいろ困っているとか、年間の活動について何か要望というか、そういったことは何か出ていますか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） こちらのほうの総会につきましても、コロナ対策によりまして総会は書面で行われておりますので、直接情報等はお聞きしていないわけですが、やはりコミュニティスクール、小学校のコミュニティスクールがおみっこ応援団、筑北中学校のコミュニティスクールがチーム筑北ということで、それぞれの活動をしております。また、これから契約内容、また課題等をお聞きする中で、支援できるところがあれば支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今後も幅広く地域が関わっていけるような、学校支援について関わっていけるようなことをいろいろ考えていただきたいし、保護者の皆さんの意見もどんなことがあるのか、私も昔の遊びの関係で参加させてもらいましたけれども、いろいろな思いはありますけれども、やっぱり途絶えてしまうとか、後にこういうことが伝わっていかないというのを、何らかの方法でこれからの子供たちにも伝わっていけるようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひこのコミュニティスクールの関係については、充実をしていけるようにしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次の質問要旨3について伺いますけれども、今年度、4月から麻績村では新たに筑北中学校が麻績の村立になりまして、筑北村では小学校が統合されて、坂井地区の旧坂井小学校の場所へ移り、中学生は聖南中学へ通うという新たな学校生活が始まったわけです。

そして、この麻績、筑北両地域の学校の統合は今後の大きな課題として残されましたけれども、このような形で両村とも学校に関して新たなスタートがあったわけですがけれども、新型コロナウイルスの関係もありまして、いろいろこれまでに経験したことのない災禍に見舞われておりますけれども、そんな中で、ちょっと今回コロナがあったからと思いますが、第6次振興計画にも、それから学校統合ができなかったことを受けた平成29年5月の教育委員会の最終答申にも記載があるんですけども、筑北村の学校との学校間の交流という文言が入っておりますけれども、ちょっとこれについては今までの経緯がどうだったのか、今年なんかそういう交流のこととかの計画が何かされていたのか、どうなのか、ちょっとその辺、私もよく調べていないんですけども、この学校間の交流ということについて、どんなような状況

になっているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 6次振興計画、また、最終答申ということでのっているということですが、本年度につきましては、学校間交流につきましては、小・中学校ともに、一貫教育の推進を図るため、中学校と小学校の交流を主に行っていく予定としております。

なお、筑北村との学校の交流も、学校間で調整を進めてまいりましたが、筑北小学校が統合による新たな開校等の関係もありまして、それが難しいというお話をいただいておりますので、ちょっと筑北村さんとの交流は難しいのかなというふうに考えております。

また、中学校におきましては、今の計画の中でも、3村の中学校の部活動でしっかり合同部活、委任による部活動等を通じて交流を図っていく予定としております。

また、そのほか小学校も含めた中で、北部3村の小・中学校が一堂に会して実施する吹奏楽祭、緑の少年団、学校間交流による巡回劇場等を計画しておりますが、議員もおっしゃられたとおり、コロナウイルス感染症対策の関係により、一部が中止や延期になる可能性も大きくあります。今の現状段階では、各学校ともに第一に学習時間の確保を最優先に取り組んでおりますので、現段階では他校との交流事業だけでなく、自校の異学年交流事業の実施もなかなか難しいというような状況さえ出てきております。思うように進めていくことができずにあります。

現状からすると、今の段階では、本年度の他校との交流事業については、相手校がコロナ対策等の関係で運営方針が変わってきていることもありますので、これからまた計画等を調整する中で、進められるところは進めたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） コロナの関係があるものですから、今年はそういうことだと思いますが、この学校間の、筑北村とのこれまでも増しての学校間の交流をしていくという方針については、これは麻績村の方針にのっていますが、筑北村さんの教育委員会も同じに、これについては同じ認識を持っている、あるいはそういうことの話合いは前にされているということなんですか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育委員会同士というか、学校間同士でしっかり交流を進めていくという話になっておりますと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今年はちょっとコロナということがありましたので、そういった部分の進展はできないと思いますけれども、やっぱり別々にスタートしているわけですから、やっぱりこの交流ということについては、両教育委員会、あるいは両学校でしっかり話し合っていると思いますけれども、やっぱり方針に掲げた以上は、ちょっとどんなふうにそれが子供さんたちに期待されているかということもありますので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

すみません、それじゃ、最後の質問のほうにまいります。

質問要旨3ですけれども、聖高原別荘地内の居住者の生活の足についてということで、聖高原別荘地内の皆さん、現在、常時居住をされて生活をされておられる方、40名近く、ちょっと人数が、私はつきり正確にはあれですが、40名近くおられるというようなことのように、この場所が気に入られて、ついこの住みかとして住み続けたいという方も多いうふうに聞いています。そうした中、やっぱり高齢の方の中には、免許返納された方とか、自家用車を持っていない方もおいでになるようで、通院や買物などへの足がなくて不便を感じているということをお聞きしました。

現在、聖高原の村営バスの関係は、定時定路線が月曜日から土曜日までで、朝夕に往復各2便あるかと思えます。それから、循環バスは水曜、土曜に午前、お昼、午後と3便あるようですけれども、要は別荘のご自宅から、その聖湖のバス停までが距離が遠距離なものですから、歩いていくのは非常に無理だということかというふうに思います。別荘地に住んでいるとはいえ、麻績の村民の方というふうになるかと思えますので、これについて何か手だてはないか、検討いただきたいというふうにちょっと考えたんですが、お考えをお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このことにつきましては、今後の方針ということもございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

聖高原には、別荘のお客様、いわゆる季節的に来られる方、それから永住されておられる方、その永住の中には麻績村に住所を置いておられる方、いわゆる村民という方と、いろいろな方がいらっしゃるわけがございます。それぞれ高齢化が進んでおられますので、ご質問の趣旨は理解できるわけがございます。

結論から申し上げますと、大変難しいことであるなというふうに今受け止めているわけです。現在、運転できない方は、いろいろな方がいらっしゃるわけですが、季節的に別荘に短

期滞在する方、この方が非常に多いわけです。短期に滞在する方で、運転できない、不便だという方が、今こちらでお聞きしていますのは10名前後、それから永住、もしくは半永住という方でございますが、この皆さんはそれぞれいろんなことで考えておられるようでして、運転できない、いわゆる足のないという方はごく僅かというふう聞いております。

それから、麻績村に住所を置いておられる、いわゆる村民の方ということではありますが、あまりいないというふう聞いております。皆さんそれぞれタクシーをご利用されておるといってございます。聖高原の管理センターさんへ加入されておられる方、聖高原にはこちらに住んでおられても管理センターさんへ加入されていない方もありますし、それから時々来られる方も、管理センターさんへ加入されておる方もありますが、特に今お話にありました買物とか、ごみステーションまでのごみ出し、それから買物、こういったことに不便だということ、こんなサービスを、管理センターさんのサービスを受ける方もあるということ聞いております。

聖高原には、自治組織がないわけです。何々区というような自治組織がないわけでございまして、聖高原の別荘でお過ごしいただくには、基本的には自己責任でお過ごしいただいてきたと、今日まで来たということでございます。聖区という形態はあるわけでございますが、他の地区と同じような、いわゆる自治組織というのとはちょっと内容が違っているわけでございます。それで、そういったことでございまして、土地、建物を含め別荘そのもの、そういったこと、それから土地、建物の管理、これもそれぞれご自分の責任ということをお願いしてきているわけでもあります。

そういった中で、ご自分だけではできかねないという方は、例えば、雪かきだとか、屋根の雪下ろしとか、いわゆるそういったこともできない方はいらっしゃいます。それから、うちの周りの草刈りとかできない方はいらっしゃいますので、そういった方は管理センターさんへお願いをされたりという方もあるわけでございます。それから、住所をこちらに置いておられる方、いわゆる村民として行政サービスを受ける対象となっている方もあります。これは福祉関係のサービスの提供を受ける方、いわゆるこういった方もいるわけでもあります。

ご質問の聖高原別荘ご利用者様の足の確保ということでございますが、この場合には、村民だけにおいてはどうですということが言えないわけです。短期滞在者であっても、聖高原にいらっしゃる方については同等に扱っていかなくちゃいけないということでございますが、いろいろな方がいらっしゃるわけでございます、村民以外の方を含めてでございますが。そういった中で、皆さんのご要望に沿うようなことができるかどうかということは難しいと申

し上げているのは、聖高原以外の地域、いわゆる一般の地域の全ての村民の皆さんの交通手段の確保も、まだ、全てのご要望に応えているという状況にはまだ至っていないわけでございます。こうした中で、高齢化が進む中で、もっと便利な足の確保という要望が来ているわけでございますが、なかなかうまくそこまで応えられないというのが実態であるわけであります。

そういった中で、別荘に短期に滞在される方、これは住所を置かないという方もあるわけでありますが、短期に季節的に滞在される方は、それぞれの責任で対応していただきたいなと、こう思っているわけであります。村では聖湖までの村営バスの運行、これについてはほとんどご利用者がいないということをおっしゃっていただいておりますが、いないとしても、聖湖までは運行をしていきたいと、こう思っておりますし、それから、今一番課題になっておりますのは、聖湖駅前のタクシーさんであります。大変厳しい経営状態であるわけですが、あまり厳しくなると、タクシーそのものが撤退というようなことになるわけでありますが、これについては撤退されては困るということで、麻績村と、それから筑北村さんで撤退しないようにということで、ある程度の支援を申し上げているわけでありますが、いわゆる聖高原駅前のタクシーの存続、これにはしっかりと力を入れていきたいと思っております。

それから、さらに聖高原の道路の管理です。道路沿いの草刈りでありますとか、それから冬期間の別荘地内の道路の除雪ですが、これは小まめな除雪作業、いわゆるこういったことは引き続き努めていきたいと、こう思っているわけではあります。

聖高原に住所を置いてお住まいの村民も大勢いらっしゃるわけですが、今日までにおいては、お車の運転がもうできなくなったという方で、1年中高原にいるのは危険という判断で、別荘から下って、冬の間とか一定期間それぞれこちらでお過ごしになった方、あるいはお子様のところに身を寄せるといった方も今までいらっしゃるわけでございます。山岳の別荘地ということをご承知でお住まいいただいているということもありますので、どうかそれぞれの対処もお考えいただきたいなと、そんなように思っているわけであります。

先ほど申し上げましたように、聖湖までの路線バス、それからタクシーの存続、いわゆるこういったことについては引き続き力を入れてまいりますので、何とぞご理解をいただければと、こんなように思っているわけではあります。

それから、先ほど申し上げましたが、買物とかごみ出しとか、いわゆるそういったことにつきましては、管理センターさんでも現在もサービスをやっておりますし、それからまた、新たなサービスも今計画されておるようでございます。ぜひ現地の管理センターさんもお利

用いただいたりしていただければなど、こう思っております。それから、麻績村には、おみごとサポートさんといういわゆる有償ボランティアさんも活躍されております。エリアとしては聖高原まで入っているわけですが、内容によっては、おみごとサポートさんのご支援もいただける分野もあるのではないのかなど、こう考えているわけですが。

聖高原の高原内には、別荘に関わる村道、県道が40キロを超すわけでありまして、50キロ近い線があるわけでありまして、この箇所において、村が交通手段の確保をやっていくという事は、大変現時点では難しいということをご理解いただきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 時間が過ぎておりますので、お聞きはしませんが、いずれにしても、行政のほうでそういった部分を利用者さんに、管理センター含めてしっかりお伝えしたり、話し合いを持って、課題をもう少し煮詰めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（塚原義昭君） 2番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

2番、飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 議席番号2番、飯森茂孝です。

令和2年6月定例議会での私の質問事項は3点あります。

まず、1点、新型コロナと村民の暮らしを守る追加支援について、2点目、災害時における避難所開設と感染対策について、3番目、本町地区若者定住住宅地域の安全で住みよい環境づくりについて、以上、一問一答で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、私のほうから質問事項3点について質問させていただきます。

まず、新型コロナと村民の暮らしを守る追加支援についてです。

皆さんもご存じのとおり、猛威を振るう新型コロナウイルスに対しまして、麻績村は早くから感染対策本部、これを立ち上げて、村民とともに感染防止を行ってきました。この間、

国では五輪開催を意識してか、国民を守るべき危機管理体制は混迷を深めました。コロナ感染を封じ込める医療体制、そして国民の生活を守る困窮者への経済支援は、後手に回った感否めません。

しかしながら、麻績村は新型コロナ対策支援金である国からの特別定額給付金、1人当たり10万円は最速対応、これはニュースにもなりました。これに関して、私は、役場の職員の皆さんによる懸命な努力、これに私は感謝いたします。また、子育て世代への支援金や、収入が減少した事業者、そして雇用者に給付する麻績村独自の経済対策交付金、保護者が在住で、村内出身の大学生、専門学校、大学院生に5万円の支給、これを第1弾に続き、第2弾の緊急支援が進められております。

そこで、質問要旨1です。

今後コロナウイルスによる状況が広がった場合、これを見据えて、第2弾に続く村独自の支援事業、新たな補償や経済支援の考えについて、村長さんに質問いたします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、飯森議員さんにもお礼を申し上げたいわけですが、飯森議員さんも、明治町に住んでおられますので、それぞれ商工業さんの、商店さん等のいろんなお話も伺っておるかと思いますが、いろんな支援に後押しをさせていただいております。感謝を申し上げるわけですが、

さて、麻績村では現在、国・県の施策のほかに、独自の支援策も実施しているわけですが、これにつきましては、議会のほうのご理解もいただきながら、専決処分をさせていただいたわけですが、ただいま議員のほうからもお話ございました大学生の支援、これらについては、あまり例がないわけですが、当該の大学生から早速感謝のお手紙をいただいておりますので、大変ありがたいと、これからも麻績村を応援していきますと、こんなお手紙もいただいております。今議会に予算を提案しているわけですので、明日、議決をいただければ、早速手続を進めまして、来週中にもそれぞれ大学生のほうに1人5万円という形で振込になるのではないのかなと、こう思っております。

このように、いろんな支援策を今実施しておりますが、村民の皆さんにはまだまだ厳しい状況が続いているわけですが、国・県の新たな支援策を期待しておりますが、麻績村としても独自の第3弾の支援策も今検討に入っております。

具体的には、まず申し上げられるのは、さらに厳しいと言われておりますのが商店、飲食店等、こういったところは大変厳しいということで、こういったところでの消費拡大を図りたいということで、商品券の配布というんですか、実はこれは、プレミアム商品券がいいのか、あるいはいわゆる無償の商品券を配布したほうがいいのかということでございますが、最近の反省点として、プレミアムにした場合に、本人がお金を出すというところが、どうもお金を出してまでは要らないというようなこととか、いろいろあるわけございまして、そういったことであれば、一定の額面をそれぞれの世帯に配布するかという考えであるわけですが、これも職員の中から今提案がされているわけでありまして、できれば多い世帯と少ない世帯の差があるから、1人幾らということで交付すべきではないかと、こんな意見も頂戴しております。

それから、さらにこれが長引くということであれば、今おなかに赤ちゃんがいる方、まだ生まれてはきませんが、そういったおなかの赤ちゃんも対象にしていくべきだと、こんなこともいただいておりますので、そんなことも今検討させていただいております。

そういったことで、できるだけ早く全村民に商品券というようなことを実施したいと。それから、今回の定例会でも、議員からも過去において何回もあったわけございまして、いわゆる防災費に対して、特に今日のこのコロナというような中では、こういったときに大規模災害が起きたときにどうするんだと。だから、避難所であるとか、あるいは持ち出し品だとか、あるいは備蓄品の在り方、いわゆるこういったことがあるわけですが、こういった支援も、この際、併せてやったらどうだということでございまして、これも併せて現金でお配りするか、あるいは商品券でお配りするかですが、現金でお配りすると貯金に回るほうが多いということで、できれば、こちらも別の商品券といいますか、商品券で防災に関する物資の購入をしてほしいと、こんなことで今考えているわけです。

こうすることによって、それぞれのご家庭でいわゆる防災について、みんなで、家族で話し合う、それから防災に対する意識、我が家にはどんなものが今足りないとか、何を用意すべきだとか、それから避難所に避難することが全てではないと、いわゆるこういったことも逆に意識していただけるのではないのかなと、こんなことであります。併せまして、この麻績の地域の、麻績村内の商店等の活性化が図れるのではないのかなと、こう思っているわけです。

なお、今回につきましては、これは県の支援もいただけるという想定をしているわけですが、それぞれ各自治体の中で支援をしていただくというようなことを狙っているようでござ

いまして、それぞれの自治体のいわゆる商店が元気になってほしいと、そんなことで県も支援していただけるということでもありますので、早急に詰めていきたいと、こう考えているわけでもあります。

さらに、今後のコロナの2波、3波などの感染症に備えての対策でございますが、これは、保育園、それから小学校、中学校、さらには福祉施設、これらで感染防止を徹底していかなきゃいけないということで、それぞれマニュアルをつくり、そのマニュアルに沿って今進めているわけでございます。

また、さらなる支援ということで、国では8日から、これは、国会のほうで新型コロナウイルス対策のための第2次補正予算の審議に今入っているわけでございますが、内容はまだ細かくはされていないわけではありますが、雇用や中小企業などへの支援を厚くするというところでありますが、併せて幅広く新たな支援策も講じられるのではないかと期待しているわけでもあります。そういうもの等を見ながら、併せまして、麻績村独自の対策、必要なものはしっかりとやっていきたいと、こんなことを考えています。議会の皆さんとも相談をしながら、今何が必要か、こんなことで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、村長のほうから説明がありました。

ということは、麻績村独自の第3、第4弾の持続支援策は考えていると、私はそう取りました。

それで、私、この中でいろんな支援の方法があると思ひますけれども、全て村の活性化につながるような、インパクトのあるようなやっぱり支援をお願ひしたい。これが1点です。

それに、私ももう70という年です。そうなりますと、私も年金生活しているわけですが、本当に年金生活をしている方というのは、ある面、これからのことを考えますと、自分の健康とか、そんなようなことも物すごく不安になってきます。そんなところを考えますと、年金生活者である方たち、高齢者の方たちにもやっぱり支援ができるような、そういうような体制をつくっていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

さて、それでは続きまして、麻績村にとって大変重要な介護施設の質問に移ります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、介護を提供する施設を直撃しています。これは、介護サービスの現場は、職員と利用者の中で体温、そして血圧、脈拍測定、そして入浴、食事、おむつ替

えなど、非常に密接、密着はどうしても避けられないことです。このことから、非常に職員の皆さん方の疲労や精神的ストレスは限界に達していると私は推測します。もしここで感染が起きたら、利用者と事業者の双方に決定的なダメージを与え、介護崩壊につながります。

そこで質問要旨です。

最前線で懸命に働く、介護に従事する職員の皆さんの現状と今後予想される第2波への対応策をお伺いします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、村内には幾つかの介護関係のサービス事業所がありますが、サービス内容は様々であります。お話をお伺いしますと、それぞれの施設において、厚生労働省のガイドラインに沿った、また、事業所独自の感染対策マニュアルにより、感染対策を実施していただいております。介護施設において感染者が発生しますと、利用者は高齢の方が多く、重篤化のおそれや施設内での集団感染という事態にもつながるため、全ての職員が毎日相当気を遣い続けている状況だとお聞きをしております。

現在の状況であります。職員個々の対応については、検温、マスクの着用、手指消毒等の徹底、また人混みや繁華街への不要不急の外出を控えるなどの対応をしていただいております。各施設においては、居室、送迎者、食器の消毒や換気の徹底、利用前の検温、通所の施設におきましては、利用者の人数制限をすところもあり、3密を避けて事業実施をしていただいております。また、施設内への立入りについても制限を行って、面会についても極力遠慮をしていただいているという状況のようでございます。

第2波への対策につきましては、緊急事態宣言が解除されたものの、各施設ともに気を緩めることなく、引き続き感染症予防対策を徹底して、自らの施設から感染者を出さないよう努めるとともに、万が一、発生した場合の対応について、職員への周知徹底を図っているというところであります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 森山課長のほうから説明がありましたが、本当に職員の方は、本当に危険と隣り合わせと申しますか、そういう状態で日々働いていると思います。

それで、私も職員と利用者のPCR検査の体制、最近では抗体検査というものもあると思

ますけれども、そのことに関して、事前に受けておきたいという方も中にはいると思うんですよ。そのような場合、こういう感染対策を取っていく中で、この検査体制は整っているかどうか、それをお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） PCR検査、抗体検査等につきましては、徐々に受けられるような状況になっておりますが、現段階において、誰でもすぐに受けられるという状況にはなっておりません。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） この問題は、やっぱり感染予防対策の重要ポイントだと思うんですよ。これにはやはり厚労省とか、県とか保健所、こういう施設とはコンタクトを取っているとは思いますが、その中で、私、このコロナの対策、その中でよく使われるのはやっぱり検温だと思うんです、まずは。それで、今、ちょっと私はこのデイサービスのみづきさんを中心とした、要するに質問になってしまうわけですけども、この場合、先ほども言いましたけれども、検温とかそういうものをする、まず、検温というのは一番、その人が熱があつて、コロナにかかっているか、かかっていないかのまず判断材料の1つだと思うんです。そういう中で、みづきでは非接触型の体温計は導入されているか、お聞きします。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私はちょっと今、現状では把握しておりません。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 住民課長、その辺はやっぱり時々行っていただいて、その辺はしっかりと、そこで働いている介護の皆さんと話し合っていたきたいなと私は思いますけれども、ぜひ、それやっていただけますか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） これからも村内の介護施設についても、みづきだけでなく、その状況を把握していくように努めたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから答えさせていただくわけではありますが、私も社協については責任者ということで、今おっしゃられたような対策を講じているわけです。体温測定、これは基本であるわけですから、ご利用者様につきましては、ご自宅を出られ

るときにも測っていただく、そして着いたときにも測って、対応していくということでございますが、今おっしゃられたその離れて測るものですね、実はこれについても手配はしたわけでございますが、大変入手が今困難ということで、事務局長はその入手に今まだ努力をしていると思うんですが、まだ確保には至っていないと。

今、その関係につきましては、村についてはやっとの思いで5台は確保できたわけであります。これらにつきましても、そちらのほうに回そうかということもあったんですが、まず、教育関係とか、ほかでも必要だということで、そちらへ回す余裕がないということで、今おっしゃられたことも早くやっていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、村長のほうから答弁ありました。

5台ということですね。これから順次できるだけ備えていただいて、公共の施設とか、そういうところにはぜひ、まず、瀬戸際でやっぱり分からなきやいけないということで、まずは体温計、まず、それが一番大事なことだと思います。

それで、私も常に見ているんですけれども、介護を支える職員の増員、それに待遇改善というものは、どうしてもこれからは必要だと思うんですけれども、村としての独自の考えというものはありませんか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先ほど来からご質問のように、非常に介護職員については大変な状況になっておるわけでございます。また、以前より介護職につきましては、重労働や低賃金ということもありまして、全国的に離職率が高くなっています。介護職員についても高齢化する中で、介護職員の不足が課題とされているところであります。

処遇改善につきましては、国のほうで処遇改善加算などにより、それぞれの事業所において今実施しておるところであります。現段階において、村として特別な処遇改善ということとは考えておりません。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） やはり、それは一番正しい答弁だとは思いますが、やはり本当に感染と隣り合わせの、本当に一番そういう密接の中でやっぱり介護をしている、そういう人たちのことを考えますと、やはり私自身も親が非常に世話になりました。そういうことを考えますと、やっぱりおむつを替えたり、お風呂に入れたり、入浴させたり、そういうこと

は、また本当にそこで働いている本人でないと分からない苦労があると思います。しかも、そのところに二重の苦ですよ。コロナ対策ということになりますと、自分の責任が大きくなるのかと。

そういうようなことで、ぜひ村として、マスクやなんかを提供したり、アルコール消毒を提供したりするというのは十分分かると思いますが、できるだけ住民課長のほうも、常にそれはやっているとは思いますが、介護職員の方たちとやっぱりコミュニケーションを持つそういう場も必要だと思いますので、ぜひこれからも、実際に介護のほうで働いている方々、従業員の方々ともコンタクトを取っていただいて、よりよい介護施設の運営に携わっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問要旨に移ります。

今回は、教育支援ということで、本来学校というものは、集い、学び、そういう集って学ぶ場所だと私は思っています。今回のコロナ禍の下で、子供の学びの権利をどのように守っていくかということが問われております。新聞によりますと、県教委は小・中学校の学習の進み具合は平均で計画のおよそ3割だと、時間にして116時間程度の遅れだと、そういうことだそうです。そういう中で、麻績村の場合は小学校、中学校、どのくらいの、平均的からいいますと3割、116時間と言われてはいますが、麻績村の場合はどのくらいの程度の遅れだと思いますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 小学校が100時間ちょっとくらい、中学も似たくらいかなというふうにお聞きしております。100時間ちょっとくらいだったかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） ありがとうございました。

大体それじゃ、平均に近いというニュアンスでよろしいでしょうか。

それで、今回も要旨の3番になっているんですけども、小・中学校休校による学力や生活環境への麻績村独自の支援策について質問いたします。

この中には、先ほど来、ほかの議員さんからありましたけれども、オンライン授業の導入実態と児童・生徒の不安や精神的ストレス、それに寄り添った支援策、麻績村としてどんな支援策をしておられますか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） オンライン学習につきましては、後で次長のほうから数字的なことは申し上げたいと思いますが、まず、オンライン学習について、これからの支援策の関係もございしますが、この議会において予算をお認めいただけることと考えておりますが、今、小・中学校では、タブレット版をしっかりと用意する中で、できるだけ早く用意してやっていきたいと、これはGIGAスクールの関係もあって、麻績村の場合、小学校の場合は元年度事業の繰越事業でやっていきますので、できるだけ早く手をつけていきたいなど。また、中学についても、申請をしていく中で、できるだけ早く進めたいなというふうに考えております。

ここら辺ができますと、やはり個々で先生方の部分もありますが、しっかり指導ができてくる部分もあるのかなというふうに考えておりますが、万が一にも第2波等が来る中で、また休校等の話が出ると、ここら辺が非常に役に立ってくるというふうに考えております。そのためにも、できるだけ早く用意する中でやっていきたいと。

ただし、課題も残ってまいります。各家庭でまだWi-Fi環境、コンピューター等がないご家庭も若干あります。そこら辺もどのように対処していくかということですが、機器につきましては、今、商工会のほうとも話をして、村内等で空いているやつがあれば、ちょっとご提供願おうじゃないかというような部分も今検討をし始めております。そこら辺でお安く提供できてくるようなことができればいいなというような支援策も、ちょっと今検討で考えております。また、環境面におきましても、非常に大変ではございますが、一応麻績村も早いうちに、ゼロ歳から高校生までの2万円をやる中で、一生懸命やっていると。そして、今回は大学生まで進めるということで、今そちらのほうの手続は進めております。

しかし、そのほかはどうかという部分もありますが、しっかり学校生活に慣れるためにもということで、小学校の学習の遅れのないよう、特に技術系の部分につきましては、技家等では向き合い授業をしなきゃいけないという部分があったりして、その部分ではアクリル板のつい立てを用意、また、中学校については、小学校もそうですが、できるだけ栄養バランスの取れた学校給食を出すということで、給食の関係では、中学ではランチルームにアクリル板を設置する中で、一堂に会して、また給食ができるということで、できる限り、そちらの食関係の部分でも支援をしていきたいというふうに考えております。

また、学校におきましても、しっかり子供たちを見る中で、1年生の部分では、長い休校の中で学校登校渋りが若干見られた部分もありますが、今は解消して楽しく来ているという

ことでございますが、小学校に関しましては、まだ小さい子供たちが3密の理解がなかなか難しい部分がございます、そこら辺が課題になってきているのかと、ここら辺をどのように支援するのかなというのがちょっと課題かなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） それでは、教育委員会で対応しました支援につきまして、話をさせていただきます。

これにつきましては、宮川議員の質問にも答えさせていただきましたとおりでございますけれども、オンライン学習に関する支援、これに関しましては、村内のパソコンに関して精通した方に学校への指導を依頼いたしまして、教育委員会の職員と数回学校に出向きまして、オンラインの学習に対応いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の子供支援金といたしまして、小・中学生を含みまずゼロ歳から高校生までのお子さんのいる世帯に対しまして、子供さん1人につき2万円の給付をいたしました。こちらは4月30日から給付を始めまして、5月14日に対象世帯の給付が終了しております。

なお、対象人数でございますけれども、174世帯で307人、614万円の支給となっております。

また、小・中学生の支援ではございませんけれども、先ほどより答弁ありましたとおり、追加の支援といたしまして、今回補正で計上させていただき、先行して申請事務を進めておりますが、村内に保護者のいる大学生、専門学校生、予備校生等に対しまして、学生個人に1人5万円を支給することといたしております。こちら、広報、また、ホームページなどで周知しておりますが、現在のところ、38名の学生から申請がされております。こちらの支援につきましても、できるだけ迅速に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 麻績村はどちらかといいますと本当に学生への支援金、これは東筑で見てもトップクラスの支援をいただいていると思います。これは、本当に大事なことでありますし、麻績村、ふるさとを思い出すということの観点からも、非常に私はいい施策だと思っております。

それで、ちょっと先ほどのオンラインのことなんですけれども、これは2018年に、日本の教育におけるオンライン教育導入率というのは、この年は5%、コンピューター使用の率からいいますと、OECD加盟国37か国中最下位、そういう報告がされています。また、その中で、教育現場でのICT活用、これを一番しないナンバーワンの国だと言われております。そんなことから、昨年、国と文科省は子供1人にコンピューター1台施策ということで、GIGAスクール構想を昨年法整備しました。村で、このGIGAスクール構想を一日も早く取り入れて、学習支援ができる情報教育の充実を進めていっていただきたいと思います。

それで、この中で私、一つ気になることがあります。というのは、国の施策として、子供1人にコンピューター1台施策と、GIGAスクール構想ですね。この場合、子供1人、要するに小学校、中学生、これは国から1人幾ら補助として下りるんでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） お答えいたします。

基本的に1人4万5,000円ということで基準額がなっております、ただ、その国では3分の2ということになりますので、3分の1は村ということになります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） この辺、子供さん1人に幾らの、要するに国として補助を出していただけるかという、これも村民一人一人が分かっていないとやっぱりまずいことかなと思いましたがお聞きしました。

それで、私、小学校とか中学、そういう中で、このコロナ禍の中で3密を避ける、小まめに手洗いという標語がありますけれども、そこで、私、非常にこの辺はどうなんだろうかなというところが2点ばかりあります。

というのは、手を洗うというのは、これは基本中の基本なんですけど、このことについて、小学校とか中学、手を洗う場所、この増設、それに最近では蛇口を手でやるんじゃなくて肘で回して水道が出るような、そういうようなものとか、ちょっと高級になりますとタッチレスの蛇口とか、そういうものが今非常に好評で売れていると思いますけれども、そんなようなものを増設、改善をするような考えはありますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 報道関係でも結構出て、足で踏むとか、肘でやるとか、いろいろな手段があるかと思いますが、洗い場的には、小学校、中学校とも、場所的には確保はでき

ておりますのでいいかと思いますが、蛇口等の部分については、いまだまだ検討中でございます。そこら辺のところはまだ、小学校としても一生懸命手洗いは推奨しているわけですが、そこまではまだちょっと行っていないなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） その辺も今後やはり第2波、第3波が来るということをおある程度予想していただいて、これから生活様式も、絶対にこれからは変わってくると思うんです。ですので、その辺も教育長、しっかり頭に入れていただいて、今後の検討事項にしていただければと思います。

それで、次に、質問事項の2番です。

あと10分ほどですけれども、ちょっと早めにいきます。災害時におけます避難所開設と感染対策について、ほかの議員さんからもいろんな質問があったと思いますが、私のポイントとするところは、災害時の避難所運営は、感染対策とともに事前に準備されなければいけません。

そこで伺います。コロナ感染リスクが続く中で、3密を避けるための避難所運営の見直しは、これは待たないんですよ。ですので、一時避難所整備とともに、複合災害を想定した危機管理体制の強化と対策の備えは万全であるかどうか。避難所の増設など、麻績村として具体的な検討、そして取組はなされているか。先ほども答弁ありましたが、その辺、私のほうからは強く要望したいと思いますが、ぜひお答えいただけますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから全体的な形についてお答えをさせていただきます。

小山議員の答弁と重複するところがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

現在、国・県の関係では、今までの避難所の対策では避難収容人員を収容できないということで、分散避難というようなことも進めております。可能な限り、多くの避難所を開設するというところで、ホテル、旅館、公共施設の活用ですとか、緊急的な措置として、車中避難やテントの避難などの青空避難、また避難所だけでなく、親戚や知人宅への縁故避難、また、安全な場所にいる人は避難所に行く必要がないということで、安全な自宅での避難というようなことも現在推奨されております。

また、併せて、この内容を住民への周知をとということでございます。

また、県では、親戚や知人宅への避難が最善の策ではありますが、そうできない場合の次善の策として、車での安全確保、長期避難は除きますが、車の避難ということも推奨をしておるところでございます。

麻績村では、昨年度、21の地区避難所を地区の皆さんのご協力を得まして開設できておりますので、そんなことも事前でよかったかなというところでございます。

また、避難所の運営対策の関係でございます。

近頃、国からガイドラインというようなものもできております。また、5月には、防災担当のほうでも、避難所をどうしていくべきかというような打合せもしておりますので、今後庁内の担当各課等も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 何回も言いますが、これは、もう最近は何れ地震もあります。

そして、これで梅雨入りの時期になります。そういうことを考えますと、やはりこのコロナ感染のリスクの続く中で、やっぱり避難所運営というのは、本当に何回も言いますが、待ったなしなんです。それで、これには昨年の19号台風を教訓として、避難所運営の充実を図るため、私のほうからこの前一般質問でもしましたけれども、防災担当、そして振興係長、そのほかに住民係長も配備すると、私、それをしっかり答弁受けました。そのところを、やはりこの危機管理体制はどうしても麻績村の場合、ほかのところより遅れているんじゃないかと、私自身常日頃から思っています。この機会を、やはり本当にいわゆる危機管理体制の充実を図るということで、今のこの時期に防災計画の修正と避難所運営マニュアル作成、もうこれを大至急つくっていただいて、これを村民に公表して周知徹底をしていただきたいと私は思います。

これからは、先ほど来、総務課長のほうからも言いましたけれども、一時避難所というのは非常に、1人当たり4平方メートルぐらいの基準を持って避難しなさいとか、そんなようなことになると、テントも必要でしょう、そういうことを考えますと、やはり専門家委員会か何かを早く立ち上げていただいて、防災会議というものもありますので、ぜひそういうような専門家会議を開いていただいて、村民に周知徹底させていただくように、私のほうからお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

○総務課長（宮下利秀君） 先ほど、防災計画の関係もございますが、防災計画につきましては、県の計画ともすり合わせをしていかなきゃいけないので、ある程度まとまった段階で修正をしていきたいと。また、随時の修正につきましては、職員のマニュアルのほうで、随時修正をしていきたいというところでございます。

また、備品の関係につきましても、避難所運営マニュアル等も今後検討していかなければいけないということもございますので、その中で併せて検討してまいりたいなと思っております。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それじゃ、私、ちょっときつい表現になると思いますけれども、いつ頃までにそのことを検討していただいて、村民に周知徹底するか。これ、大事なことです、やはりね。いつ来るか分からない、これから梅雨にも入る、台風も来る、群発地震もあるということをお考えますと、これは大至急やっていただかないとまずいことだと思います。対策をぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

○住民課長（森山正一君） 避難所の関係についてご説明をさせていただきますが、第1次地区公民館の避難に関しましては、1月と4月の区長会において説明をさせていただいて、第1次避難所の開設マニュアルというものを作成させていただいております。地震発生時と水害、その他の自然災害に分けて、避難所の開設及び受入れの流れを作成しまして、区長さんに配布をしております。防災訓練や災害時における対応をお願いしているところであります。

また、村の指定避難所のマニュアルにつきましては、県のほうから先月、新型コロナ対策に関わるマニュアルの指針が出ておりますので、なるべく早く早急に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

森山課長のほうからも説明ありましたけれども、ぜひ早く、本当に猶予がないと思いますので、ぜひこれは村民のために、また、村民も協力すると思うんですよ。要するに行政のほうだけで全てをやれということじゃないので、その辺だけ申し添えます。

それでは、次に、時間もあれです所以最後になりますけれども、本町地区の若者住宅地域の安全で住みよい環境づくりということで、皆さんもあそこにはもう結構大勢、もう100人

以上になりました。そんな中で、私も近くに住んでいることを考えますと、時々通りますと、1歳から4歳ぐらいの子供さんが多い住宅地です。親の目を離れて、手を離れて、自転車で三、四歳ぐらいの子供さんが自転車で遊ぶ姿を見ますと、非常に危険に感じます。

特に、子供さんを守る交通安全確保というのは整備されているかどうかということもあるんですけども、私は、実は昨年議会の一般質問でも、現地の交通量を確認した上で、これから交通安全のことを考えていくと、昨年、道路標識等の設置要望については、現地を確認して慎重に進めるという答弁がありました。この答弁からしますと、ちょっとどう考えてみても、現地の交通量は確認されましたでしょうか、お願いします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 前からご質問いただいている部分でございますけれども、この道路標識、それから公園の整備につきましては、本町地区のほうからも、村との協議をしたいという申出がございまして、4月に入って協議をする予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの感染の拡大防止のために、住民が集まる集会の自粛ということの中で、本町地区においても当面集会を開催する予定がないということでございます。そういった中で、道路標識等の部分についても、これから協議をしながら進めていくということの中で、区長さんとも話をさせていただいているところでございます。標識等については、どんなものがあるかというものについても、今後協議をしていくということでございます。

[発言する者あり]

○振興課長（塚原敏樹君） それから、議員さんご承知だと思いますけれども、自主的に住民の方、やって、看板を出していただいております。経費等もご本人からお伺いしておりますけれども、謝意を伝えて、今後村としても対応をしていくという話をさせていただいておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） どうもありがとうございました。

じゃ、私のほうからの質問、終わらせていただきます。

○議長（塚原義昭君） 追加説明。

住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先ほど、体温計の関係で質問いただきました、デイみづきのほう、

確認させていただきました。全員非接触型のものを利用していると。ただし、高い場合には、改めてわきに挟むタイプのものを使用して正確に測っているということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 2番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

◇ 峯村賢治君

○議長（塚原義昭君） 続けます。3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 3番、峯村賢治です。

さきに通告しましたとおり、3点について伺います。

1つ、防災・減災について、2つ、不稼働施設について、3つ、農業振興についてです。

まず、要旨1ですが、備蓄品配備の進捗状況はということで、これ3月の定例でも一般質問しましたけれども、総務課長の答弁で、防災計画上のものは検討を進めているとのことでしたけれども、現在の状況を伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在の備蓄品の状況でございます。

3月以降に整備したものでございますけれども、まず、食品関係でございます。パックご飯が500食、水が500ミリリットルが33ケース、2リッターが50ケース、また、給水袋6リッター程度のもも振興課のほうで用意をさせていただいております。

そのほかに暖房用品として、ストーブですとか、防寒用アルミシート、衛生製品としまして、マスク、また消毒用のアルコール、15キロ缶ですとか5リットル缶で用意をしております。マスク、アルコールにつきましては、現在もう使用しておりますので、若干準備したものからは減っておりますので、また今後整備をしていきたいと。

また、その他としまして、段ボールベッドですとか、凝固シートつきの簡易トイレ、ビニールシート、各地区にお配りさせていただきました発電機のセット、また、ブルーシートですとか、非接触型の体温計、パーティション、アクリル板等を現在用意しておるところでございますので、よろしく願いします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） かなり進んでいるような状況だとは受け止められますね。それは感謝する次第なのですが、それらの備蓄品というのは、当然役場のほうの管理というか、備蓄という考えでいいんですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、食料、器具等につきましても、役場で管理をしております。防災倉庫のほうで管理しております。

また、衛生用品につきましては、保健師さんのほうで管理をしているというところがございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 午前中の村長の答弁にもありましたけれども、分散避難という観点からも考えまして、やはり1次避難所の備蓄等も考える必要があろうかと思うんですが、そのような検討はありませんか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 新型コロナウイルス対策の関係で、避難所備蓄品の考え方も大きく変わってこようかと思えます。備蓄品で、避難所の用品につきましても、複数の人で使うということができなくなるというような可能性もございますので、各地区で備蓄をしますと、また多種多様なものがあって、区長さん等も管理が大変だということで、今現在、村で検討をしておりますのは、個人に必要なものを個々で整備していただくというような観点で、整備していただくように助成を考えているというような状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 確かに個々で必要なのは、特に持病なんかがある方なんかは、当然自分のための薬とか、そういうものをそろえるのは至極当然のような気がするんですけども、やはり最低限の、例えば、水とか食料については、やはり1次避難所とほかの避難所もありますけれども、には必要ではなかろうかなとは考えるんですが、これからの検討というのはいかがですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在の避難所の避難の関係も分散避難ということで、避難所だけの避難ではなくて、いろんな避難も想定をされてくるわけでございます。そんな中で、今現在考えておるものは、マイ寝具、マイ食器、マイ体温計、マイ石けん、マイ消毒液等という

ものも、今後感染症対策では整備をしていかななくてはならないというような報道も出ておりますので、そんなものも個人で必要なものをそろえられるような形の支援を、今現在、村で検討しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 個人でそろえられるものは確かにそれでいいと思うんですよ。ですけれども、やはりどうしても、これは複合の災害について伺っているんですけれども、例えば、震災等でどうしてもそういうものが持ち出しができないような状況下も考えられると思うんですよ。そういうためにも、やはり最低限のものというのはあってしかるべきじゃないかなと思うんですけれども、これは今後の検討課題として、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次の要旨2にいけますけれども、複合災害の防止対策の考えはということで、これも先ほど各議員がいろいろ質問されておりますので、その中で、長野県でも避難所運営マニュアルというものの策定指針、これを改定して、発熱や感染などが疑われる避難者や濃厚接触者の対応を追加して、専用スペースや他の避難者と接触しない通路からの誘導、個室が確保できなければ2メートル以上の仕切りで区切る等、専用の避難所を設けることに努めるというような、この県の指針なんですけれども、これらに対応できるのは、先ほどもちょっと伺いましたけれども、当村ではまだ検討段階ということですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難所の運営につきましては、担当課である住民課とまた協議をしなければなりませんけれども、国・県で避難所設定している部分については、大規模な避難所を設定されているというようなふうを考えております。麻績村におきましては、おかげさまで昨年度個別に各地区の避難所もできましたので、国・県が想定されているような不特定多数の方がそこに集まるというようなことは、あまりないんじゃないかなというふうなことも考えております。

そうはいつでも、県のほうからも、先ほど住民課長のほうからも答弁ございましたけれども、運営マニュアルの指針等も出ておりますので、今後庁内で検討してまいりたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） その中でも、これもちよっと前にも言いましたけれども、やはり上田市さんとか、先日も信毎さんに載っていましたが、岡谷市さんなんかで、簡易テント

の導入なんていう記事もありましたけれども、そういったプライバシーも含めてできるものはないかと思うんですけれども、そういった考えはありませんか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今後の検討課題とはなつてこようと思いますけれども、今現在、麻績村で想定しておるものでございますが、一般的な非常持ち出しとしましては、3日程度の自給できるようなものが1次的なものではないかなというふうに考えております。その中でも、地震等の災害から1日をしのぐ最低限の物品を第1次物品ではないかなと、また、第2次の物品としましては、救援物資が届くまでの3日から4日間に必要な物資ではないかなというふうに考えております。

これにつきましては、一旦避難をしていただいて、安全が確認されたらまた自宅へ入って持ち出せるという場合もあるのではないかなというふうには考えてございます。また、一般的な備蓄品については、今後検討しておりますものについて、また検討いただければいいかなと思いますけれども、村が整備する備蓄品としまして、お配りしました発電機ですとか、炊飯用具、水防用品ですとか、水のタンク、ブルーシート、避難所用の物資については、ちょっと今お配りをしているところですが、また今後避難所運営マニュアル等も考える中で検討させていただければと思います。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それでは、先ほどのまた分散避難ということの考えの中で、車での避難というのを、5番議員の質問にもありましたけれども、課長の答弁で、総合グラウンドが車での避難場所というような考え方ですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 先ほど申しましたのは、県のほうから車避難を推奨する中で、県の文書を読む中では、村民対象というよりは県民対象というような形で、この地域じゃない方もそんなところに避難するんじゃないかなというふうに考えてございます。村民については、1次避難所の近くに車避難においても、いていただいたほうが、連絡体制も取れますし、自主防災組織との関係もありますので、いいかなと思っております。

県への報告につきましては、総合グラウンドですとか、避難地を今報告はしておるところでございますが、そんなような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 県のホームページを見たんですけれども、当村の場合は麻績小学校、

筑北中学、先ほどの総合グラウンド、それと第二公民館、これで合わせて600台が避難できるような形にはなっているんですけども、一応考え方としては、じゃ、村民だけではなくて、それを含めた台数というか、避難場所設定と考えればいいんですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難場所の設定とかということではなくて、県のほうから来た文書によりますと、車で避難できる場所があったら教えてくれということで、その中で麻績村の指定避難地の中であまり密集できない範囲の台数ということで報告しておるところでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 決めたというわけではなくて、県のそういう質問に対してそう答えたというような形ですね。分かりました。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

不稼働施設についてということですが、要旨1、現在の村内の施設の状況はということで、私の知る限り、幾つかの施設があると思うんですけども、現在の状況を伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 村有施設につきましてお答えをさせていただきますけれども、公共施設総合管理計画等によりまして、設置目的別に管理しております。また、管理につきましては、総務課、また教育施設、道路施設、公営施設等で管理等をしておりますけれども、私のほうから行政関係の施設についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、動いていない施設としましては、本町の倉庫、明治町の建物、また、遊休の観光施設などがあります。現状は草刈りなど、その管理を行っているような状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） その上物があるような施設というのは、例えば、窓の開閉とか、そういうのは当然、人が住まない建物自体の傷みが早いとかよく言いますが、そういった可能性が高いのではないかと思うわけですが、そういった管理等もされているわけですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 本町の倉庫につきましては、国道改良でかかる予定でございます

ので、現在移転の整理をしております。大部分は移転をしておりますけれども、若干まだ残っておりますので今後引き続き整理をしまいたいというふうに考えております。

明治町の施設については、現在のところ、草刈り等の関係で施設管理をしております。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 例えば、ガルテンにあるガラスのハウスのようなものはどうなんでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） シェーンガルテンの関係でございますので、私のほうからご回答させていただきます。

シェーンガルテンの下のほうにあるガラスハウスにつきましては、以前までは育苗ハウスとして、そこで作った苗を庭園の中に植えていたという経緯がございます。ただ、今、またその前の指定管理業務に移ってからは、職員数が減ったことによりまして、今現在は多少、収穫したソバなどを乾かす施設としては若干使っておりますが、それ以外は今のところ不稼働施設となっているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） それでは、要旨2にいきますけれども、それらの利活用というのは、具体的に何か検討はされていますか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 利活用でございますが、先ほど本町の倉庫につきましては、改良工事で償却予定でございますので、今その準備を進めております。

また、明治町の施設につきましては、数年前に活用案が浮上しましたが、調整しておりましたが調整できなくて、その後は未検討というような状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 観光課関係で、遊休観光施設につきましては、今現在かなり老朽化が進んで、利活用を検討するには取壊しをすとか、利活用するに当たりましても財源確保が必要になるものですから、現段階では未定でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 聖にあるホテル、聖ホテルでしたっけ、あれもそうなんですけれども、要旨3にも関わるので続けて質問しますけれども、解体、売却等の処分の検討をされているかというので、今、課長も言いましたけれども、費用の問題が絡むので、すぐにとすることはなかなか難しいかと思うんですけれども、そういった検討というのはされていますか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 遊休施設につきましては、先ほど申し上げましたように、費用等もかかるということもございますので、現状では維持管理を中心にやっております。ただ、今後、いろんな施設ございますけれども、費用の確保等もございますので、今後検討段階ということになってはいかがでしょうかと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、課長のおっしゃったように、確かにお金のかかる問題なので、すぐにこう、どうのこうのと、やっとならば聖高原ホテルの解体が終わったばかりなので、それからすぐどうのこうのできるわけではないと思いますが、利用できるものに関しましては、やっぱり何らかの検討をされるべきではなからうかと思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

農業振興についてということで、有機農業を推進する考えはないかということで、食料・農業・農村政策審議会は、農水大臣の諮問を受けて、今年3月末に有機農業振興基本方針（案）というのを答申しましたが、また、長野県においても、今年2月に有機農業推進プラットフォームというのを設置しまして、国・県を挙げて有機農業を推進する方向性を示していますが、当村でもその流れに沿って推進するような考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

麻績村で現在農業に従事する方が減少してきております。その理由といたしましては、従事者の高齢化、後継者不足、それから農業経営の赤字化、企業の再雇用による定年延長ということで、そういったものがあって、なかなか人が増えない、減ってきているという状況でございます。村では、NPOや新規就農者の支援を行い、農業に従事する若者等を1人でも増やすよう努力をしております。

ご質問の有機農業の推進でございますけれども、有機農業を行うに当たっては、時間と労

力が大変必要になってまいります。昔、米作りも天日干しにこだわって、はぜかけをしておりましたけれども、味的にもよく、販売価格も多少なりとも収入増加というようなことであつたわけでございますけれども、さきの理由によりまして、手間のかかる農作業については敬遠をされてきて、減少傾向にあります。村内にも有機農業をされている方も多少はおりますけれども、村としては、当面一人でも多くの農業者を増やすことが優先課題というふうに思っておりまして、特産である稲作、リンゴ栽培を中心とした農業を支援し、美しい農村風景の維持と基幹産業の農業を守っていくということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） これ、当村だけでもなくて、有機農業というのは、もうこれ一つの農業、当村の中でも農業というのは基幹産業という前からの村長の答弁もありますけれども、その中でも売りの一つにはなると思うんですね。有機農業自体というのは、自然循環機能の増進、環境負荷の軽減というような特徴を持って、今はやりのSDGs、それにも貢献するのではないかというような話もありますし、村としても、これも売りの一つとして何とか進められないかという気持ちではおります。そういった面で、何かしら考えられないかなと思っておりますが、これは先々、振興課だけではないとは思いますが、考えていただきたいと思っております。

それにつきまして、要旨2にいきますけれども、推進するような助成制度を設けられないかということですが、新規就農者の3割が有機農業をしたいというアンケート調査もありまして、その中で、新規就農者に対するアピールにもなるかと思ひまして、当村で独自にそのようなシステムを設けられないかというような観点で伺いたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきたいと思ひます。

議員おっしゃられるとおり、国も県も有機農業については推奨をしております。そういった中で、有機農業といっても幅が広くて、いろいろな有機農業の考え方があるかなと思ひます。国・県の考えている有機農業というのは、この麻績村で今新規就農者が、例えば、やりたいとかと言っているそのレベルの有機農業の話ではなくて、何十町歩の畑に対してどれだけの有機を使ってやるという、基準も相当厳しくて、申請を上げていくということで、今年の春も1件相談を受けて調べてみましたけれども、なかなかこの麻績村の中で合致するようなものというわけにはいかないというようなメニューもそろっております。

そういった中で、村としても推奨しないわけではございませんので、有機農業といっても簡単な、例えば、有機肥料を与えるだとかといったような、そういうものについては、村としても今後ご要望等あれば支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 国のほうでも環境保全型農業直接支払交付金という制度がありますよね。そういった制度自体、国があるのを、これも私も最近まで知らなかったんですけども、こういうこともぜひ振興課のほうで村民の方に周知していただければ、またそういうほうな方向性にやってみたいと思うような人も出てくるんじゃないかなという気もしないでもないんですけども、また、その制度を活用し、先ほども申し上げましたけれども、独自の村でそういう助成制度があれば、さらに使ってやってみたい新規の方も増える可能性があるのではなかろうかというような気持ちでいます。

ですから、麻績村の人口の増加を含めまして、新たに移住する人のため、例えば、ホームページなんかにそういうのが載っていると、それを見て来たいと思うような人もいると思うんですけども、ぜひ何らかの形で考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 3番、峯村賢治議員の一般質問が終了しました。

以上で通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は、全て終了いたしました。

以上で令和2年第2回麻績村議会定例会第2日目を終了し、散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時36分

令和2年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和2年6月11日（木）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定について)
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度麻績村一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度麻績村一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(村税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度麻績村一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第 7 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村営水道条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 8 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村下水道条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 9 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 10 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 11 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について)

- 日程第 1 2 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 1 3 承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の制定について)
- 日程第 1 4 承認第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(村税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 1 5 承認第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 1 6 議案第 1 号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 2 号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 3 号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 4 号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第 2 0 議案第 5 号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 1 議案第 6 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 2 2 議案第 7 号 令和 2 年度麻績村一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 8 号 令和 2 年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 9 号 令和 2 年度麻績村下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 1 0 号 令和 2 年度麻績村水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 1 1 号 令和 2 年度麻績村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 同意第 1 号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第 2 8 同意第 2 号 農業委員会委員の任命について

日程第29 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第30 発議第 2号 議会議員の派遣について

日程第31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

日程第32 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（8名）

1番	塚原利彦君	2番	飯森茂孝君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	小山福績君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	森山正一君	観光課長	青木秀典君
教育次長	塚原優仁君	代表監査委員	飯森雄三君

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井太津男	書記	伊藤桜
--------	-------	----	-----

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和2年第2回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村大峠農村公園活性化センター指定管理者の指定について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、承認第2号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第3号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第4、承認第4号 専決処分承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第4号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第5号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度麻績村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第6号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村営水道条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第7号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村下水道条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第8号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第9、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第9号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第10、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第10号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第11号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第11、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第11号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第12号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第12、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第12号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第12号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第13号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第13、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免措置の特例に関する条例の制定について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第13号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第13号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第14号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第14、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第14号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第14号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第15号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第15、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第15号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） それでは、承認第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第15号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第16、議案第1号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第17、議案第2号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第18、議案第3号 麻績村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第19、議案第4号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第20、議案第5号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

小山議員。

○5番（小山福績君） 5番、小山福績です。

3月定例会の折に村長より財産処分については組合立筑北中学校の財産処分と一緒に考えていくとお聞きしたが、今6月定例会に東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴う財産処分を先行して議会の議決を求めているが、組合立筑北中学校の財産処分については、全く先の見えない状況の中で、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴う財産処分を先行して上程した理由を説明願いたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 3月の時点におきましては、財産処分につきましてはそれぞれしっかりとご協議いただきながら両方一緒に議決いただく予定だということでお話をしてきたわけですが、目標といたしました5月末までにまとまらないという状況でございました。こうした中で、筑北保健衛生施設組合につきましては、国への報告等につきまして、6月末が限度ということをございまして、筑北村からこの件については何とか理解いただきたいと、そんなお願いがございまして、今6月定例会でこの分について切り離してお願いするというものでございます。これは国のほうに施設の廃止を届けるに当たりましてどうしても必要ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 小山です。

今の説明は、理解しました。

○議長（塚原義昭君） ほかにございませんか。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

小山議員。

○5番（小山福績君） 異議あり。

それでは、5番、小山ですが、反対の立場から申し上げます。

今、村長から説明をいただきましたが、6月中にやらないと国のほうの関係もあるということ、その部分は了解しましたが、私としては麻績村で2つのこの案件で来ている財産処分につきまして、財産処分については同時に協議をして進めていくことが望ましいと私は考えますので、今申し上げた理由により私は議案第5号に対しましては反対の立場を取ります。以上です。

○議長（塚原義昭君） ほかに討論はありますか。

茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 私もゆうべちょっとこのことを、小山議員と同じなんで、ちょっと調べてみて、やっぱり私もちょっと反対です。はっきり言って。

○議長（塚原義昭君） ほかに討論ありますか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） なければ採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 賛成多数と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第21、議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） もう一度お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 賛成多数と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第22、議案第7号 令和2年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第23、議案第8号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第8号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第24、議案第9号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第9号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第25、議案第10号 令和2年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第10号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第26、議案第11号 令和2年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第11号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎同意第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第27、同意第1号 麻績村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

同意第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第28、同意第2号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

同意第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第29、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第30、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号はお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（塚原義昭君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（塚原義昭君） 日程第32、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務経済委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務経済委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

総務経済委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、それぞれ重要な案件を提案申し上げましたが、細部にわたり慎

重にご審議、ご承認賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、7名の方から村政の課題についてただしていただきました。共に研究を深め、新たなむらづくりの施策につながるものと大変うれしく感じました。

また、貴重なご意見や今後に向けてのご提言等をいただきましたが、大切に受け止めさせていただき、事務事業の遂行に当たってまいります。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス関連について多くのご意見を賜りました。しっかりと対応させていただきます。

議員各位には、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、今定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上をもちまして、令和2年第2回麻績村議会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時04分